

板橋区環境基本計画 2035

答申

令和8年1月

板橋区資源環境審議会

目 次

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と基本的な考え方	3
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間	6
4 対象とする分野	6

第2章 環境の現状と課題

1 国内外の動向	9
2 板橋区のこれまでの取組（前計画の振り返り）	12
3 区民・事業者の意識	17
4 課題	19

第3章 将来像と6つの基本目標

1 将来像	23
2 基本目標	24

第4章 施策

1 施策の方向性	29
2 施策	30
基本目標1 ゼロカーボンがつなぐ 幸せを実感できる環境のまち	30
基本目標2 気候変動に備え 地球に適応するまち	43
基本目標3 資源を大切にする 循環のまち	51
基本目標4 きれいな空気・水・クリーンな住環境を感じる 安心・健康のまち	57
基本目標5 自然の恵みと共生し ネイチャーポジティブを実現するまち	63
基本目標6 学び、育て、主体的に行動する 環境人づくり	72

第5章 推進体制及び進捗管理

1 推進体制	82
2 進捗管理	83

資料編

1 エコポリス板橋環境都市宣言	85
2 ゼロカーボンいたばし 2050	86
3 計画策定における検討経過	87
4 検討組織の構成	88
5 用語解説	90

○文中で使われている専門用語などは「参考資料 用語解説」に解説を記載しています。該当する言葉については、初出の際に＊を表示しています。

第1章

計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景と基本的な考え方
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 対象とする分野

1

計画の基本的事項

令和 17（2035）年度を見据え、板橋区の環境の保全に関する総合的かつ長期的な方針を示す計画

計画策定の背景と基本的な考え方

区民の生活や事業者の活動における多様な課題に対し、区民・事業者・区等の多様な主体が連携・協力して、さらなる取組を進め、持続可能な社会を築くことが求められています。

自然と人が共生する板橋区を未来の次世代に引き継いでいくため、次の考え方に基づき策定したものです。

- ・板橋区基本計画と整合した計画とします。
- ・SDGs 未来都市としてSDGs の目標年次である 2030 年を見据えつつ、ゼロカーボンシティいたばし 2050 及びスマートシティの実現をめざします。
- ・地球温暖化対策、気候変動適応、生物多様性の保全、環境教育をはじめとする環境・ゼロカーボン・スマートシティ政策に係る中長期的な施策を示す総合的な基本計画とします。

計画の位置づけ

本計画は、「板橋区基本構想」に掲げられた将来像の実現に向け、「板橋区基本計画」で示された環境関連の組織横断的に取り組むテーマをはじめとした施策を環境面から具体化するとともに、国や都の計画及び「いたばし No.1 実現プラン」や区の関連個別計画と総合的に連携を図っていくものであり、板橋区の環境の保全に関する総合的かつ長期的な方針を示す計画です。

計画期間

計画期間は、令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度までの概ね 10 年間です。

対象とする分野

環境の将来像の実現を見据え、次の 6 つの分野を設定し、目標や施策を示します。

- | | |
|--------|----------|
| ○ 脱炭素 | ○ 気候変動適応 |
| ○ 資源循環 | ○ 生活環境 |
| ○ 自然環境 | ○ 学びと協創 |

1 計画策定の背景と基本的な考え方

様々な公害問題が社会問題化していた昭和 40（1965）年に、23 区にさきがけ公害問題を担当する係を設置することでスタートした板橋区の環境行政は、その後 60 年にわたり、時代の変化に合わせて発展してきました。

1980～90 年代にかけて、オゾン層破壊や地球温暖化問題、資源の大量消費と廃棄物の増加など、公害にとどまらない様々な環境問題が顕在化し、「持続可能な開発」という新しい概念が提唱され始めた中で、板橋区は平成 5（1993）年 4 月に「エコポリス板橋」環境都市宣言を行いました。これを受け、平成 7（1995）年にエコポリスセンターを開設、平成 11（1999）年に「板橋区環境基本計画」を策定し、広く環境行政を進める体制を整え、区民・事業者と区が協働して環境保全の取組を進めてきました。

その後、板橋区環境基本計画の改定を重ねるとともに、地球温暖化対策、ごみの発生抑制と資源循環、環境教育など個別の課題に対する取組を充実させてきました。

平成 28（2016）年には、「板橋区環境基本計画 2025」を策定し、東日本大震災後の省エネルギーへの取組や再生可能エネルギー導入加速化、人口減少社会への移行などの変化を受け、ICT*などの先端技術を活用して、安全、便利な暮らしや経済活動の実現をめざす“スマートシティ*”の視点を取り入れ、取組をさらに発展させてきました。

この間、国内外における環境を取り巻く状況は大きく変化しており、持続可能な開発目標（SDGs）*をはじめ、気候変動や海洋プラスチックごみ問題等、地球規模での環境問題に対する取組が活発化しています。

板橋区は、令和 4（2022）年に、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロをめざす「ゼロカーボンいたばし 2050」を宣言するとともに、内閣府による「SDGs 未来都市」の選定を受けた未来志向の持続可能なまちづくりを進めています。また、令和 6（2024）年 4 月には、プラスチックの資源回収を開始しました。

世界は今、気候変動、生物多様性*の損失、汚染の「3つの危機」に直面しているとされます。区民の生活や事業者の活動における多様な課題に対し、区民・事業者・区等の多様な主体が連携・協力して、環境にやさしいライフスタイルの実践、温室効果ガスの削減や資源の有効活用による環境負荷の低減等、さらなる取組を進め、持続可能な社会を築くことが求められています。

今般、自然と人が共生する板橋区を未来の次世代に引き継いでいくため、次の考え方に基づき「板橋区環境基本計画 2035」を策定するものです。

<策定の基本的な考え方>

- (1) 同時に策定した板橋区基本計画と整合した計画とします。
- (2) SDGs 未来都市としてSDGsの目標年次である 2030 年を見据えつつ、ゼロカーボンシティいたばし 2050 及びスマートシティの実現をめざします。
- (3) 地球温暖化対策、気候変動適応、生物多様性の保全、環境教育をはじめとする環境・ゼロカーボン・スマートシティ政策に係る中長期的な施策を示す総合的な基本計画とします。併せて短期的なアクションプランを盛り込み、これを適宜改訂していきます。

板橋区における環境への取組の主な経緯

昭和40年代 ・ ・ ・	○公害行政の展開 昭和40（1965） 23区にさきがけ、建築課の中に公害係設置 昭和44（1969） 公害事務の委任を受け公害課 設置 昭和54（1979） 板橋区検査センター開設、環境監視システム、公害分析室を設置 昭和61（1986） 建築環境部公害対策課 発足
平成初期	○昭和時代の公害行政から「環境行政」への転換 平成4（1992） 「板橋区リサイクル条例」制定 平成5（1993） エコポリス板橋環境都市宣言 平成6（1994） 「アジェンダ21いたばし」策定 平成7（1995） エコポリスセンター開設 平成9（1997） 板橋区資源環境審議会 設置
平成10年代 ・ ・ ・	○区民・事業者・区の協働による幅広い取組の展開 平成11（1999） 「エコポリス板橋クリーン条例」制定 // 「板橋区環境基本計画」策定 平成12（2000） 板橋区環境白書の発行（第1回） // 「板橋区一般廃棄物処理基本計画」「板橋区地球温暖化対策推進 実行計画」策定 平成13（2001） 「エコポリス板橋環境行動会議」設立 平成17（2005） 板橋エコアクション（IEA）創設 平成19（2007） 「板橋区環境教育推進プラン」策定 平成20（2008） 「板橋区環境教育ハンドブック」作成 平成21（2009） 「板橋区環境基本計画（第二次）」策定 // I C L E I 世界大会に参加 平成23（2011） 「板橋かたつむり運動」の開始 平成28（2016） 「板橋区環境基本計画2025」策定 // 「板橋区環境教育推進プラン2025」策定 平成29（2017） 「板橋区一般廃棄物処理基本計画2025」策定
令和 ・ ・	○未来志向の持続可能なまちづくりへ 令和3（2021） 「板橋区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」策定 令和4（2022） 「ゼロカーボンいたばし2050」表明 // 「板橋区地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」策定 // SDGs 未来都市に選定 令和5（2023） (仮称) 板橋区環境基本計画2035 検討開始 令和6（2024） プラスチック資源回収開始

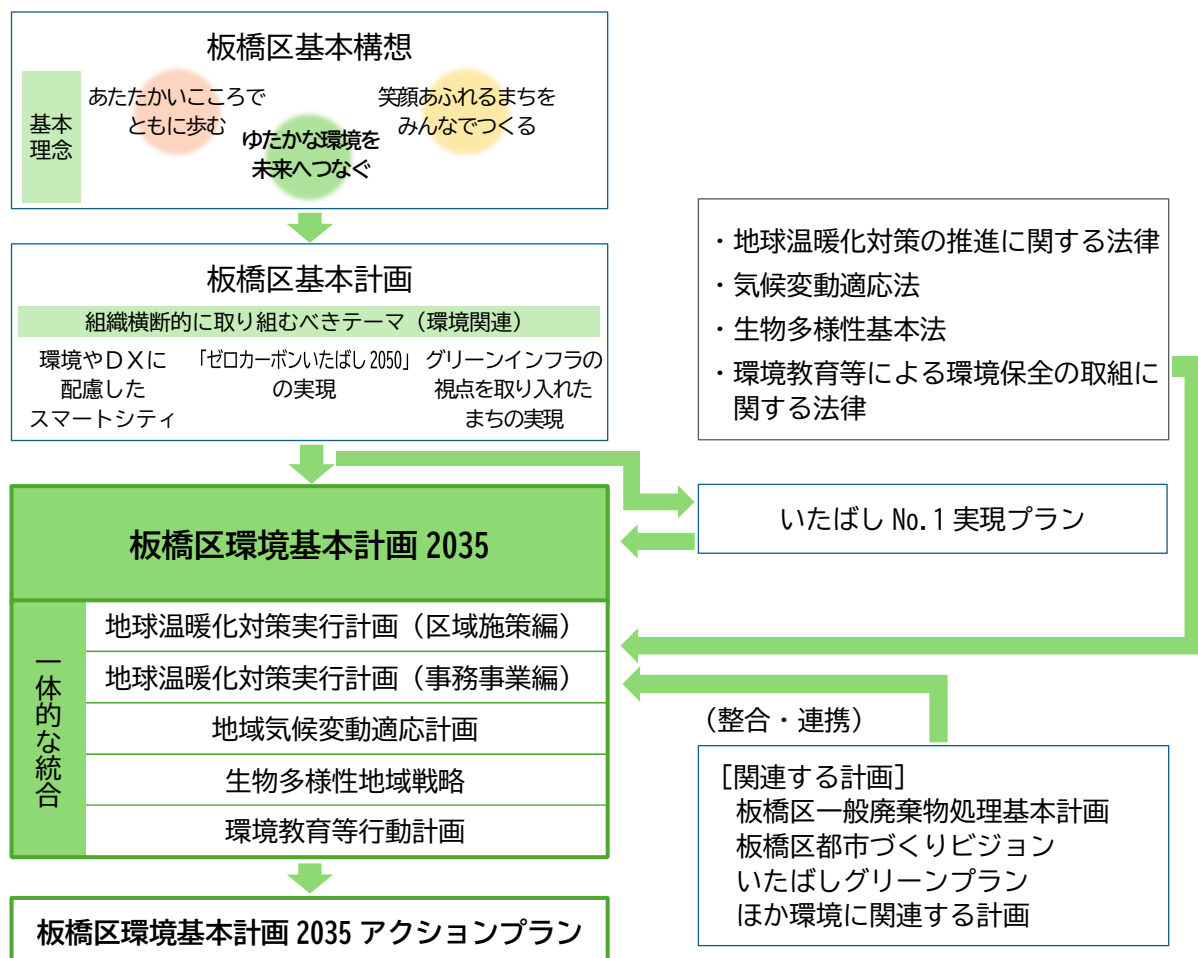
2 計画の位置づけ

本計画は、「板橋区基本構想」に掲げられた将来像「未来をひらく 緑と文化のかがやくまち”板橋”」の実現に向け、「板橋区基本計画」で示された環境関連の組織横断的に取り組むテーマをはじめとした施策を環境面から具体化するとともに、国や都の計画及び「いたばし No.1 実現プラン」や区の関連個別計画と総合的に連携を図っていくものです。

本計画で描く環境の将来像の実現にあたっては、区民・事業者・区のすべての主体が、それぞれの立場あるいは協働で環境に配慮した取組を進める必要があることから、本計画は、板橋区の環境の保全に関する総合的かつ長期的な方針を示す計画となります。

なお、本計画は、環境分野の個別計画のうち、これまで別個に策定していた、地球温暖化対策に関わる「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」、「地域気候変動適応計画」、「環境教育等行動計画」及び新たに策定する「生物多様性地域戦略」を含め、一体的に策定しています。

また、本計画に示した施策を着実に実施していくため、各取組に対応した事業の年度ごとの年次計画をとりまとめたアクションプランを作成し、計画の進捗管理を行います。



計画の位置づけ

3 計画の期間

区の総合計画である次期板橋区基本計画の計画期間と整合を図り、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの概ね10年間とします。

4 対象とする分野

本計画では、環境の将来像の実現を見据え、次の6つの分野を設定し、目標や施策を示します。

脱炭素	温室効果ガス排出抑制、ゼロカーボンの実現につながる省エネルギー、再生可能エネルギーの利用促進に関すること
気候変動適応	既に現れている、あるいは、中長期的に避けられない気候変動の影響に対応する取組に関すること
資源循環	3Rの推進、ごみの排出抑制・再資源化の促進に関すること
生活環境	大気汚染、水質汚濁、騒音等の都市生活型公害などの防止、まちの美化に関すること
自然環境	みどり※や水環境の保全・活用、生物多様性に関すること
学びと協創	環境教育・環境学習、環境保全活動の推進に関すること

※本計画の対象とする「みどり」について

本計画の対象とする「みどり」は、いたばしグリーンプランとの整合性を図り、樹林や樹木など植物としての緑、公園や緑地などのオープンスペースや農のみどり、河川の水辺や湧水、鳥や昆虫などの自然要素も含んだ、広い範囲のみどりです。

第2章

環境の現状と課題

- 1 国内外の動向
- 2 板橋区のこれまでの取組（前計画の振り返り）
- 3 区民・事業者の意識
- 4 課題

2 環境の現状と課題

「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現につながる環境政策の展開、区民・事業者の行動促進が課題

国内外の動向

国の第六次環境基本計画において、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現が、環境政策の最上位の目標に掲げられました。

また、2050年までのカーボンニュートラルの実現（脱炭素・気候変動対策）、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行（循環型社会）、ネイチャーポジティブ（生物多様性）への対応が求められています。

板橋区のこれまでの取組 （前計画の振り返り）

環境指標（成果指標）を基に、前計画の進捗状況を総括しました。各指標は概ね改善方向で推移しています。環境教育・環境学習に関する活動が、コロナ禍により一時的な制約が生じたものの、その後、活動は回復傾向にあります。

区民・事業者の意識

各調査から次の意見が把握されました。

区民、事業者、児童・生徒アンケート

- ・ 地球温暖化、気候変動に対し、高い関心

区民ワークショップ

- ・ 未来に向けて環境に取り組む様々な主体をつなぐこと
- ・ 子どもたちの体験を広げることの大切さ

子どもワークショップ

・ 「自然がいっぱい」、「ポイ捨てがなくきれい」な未来
区の環境行政に関わる関係団体へのヒアリング調査

- ・ 区民への発信、体験を基に考える環境学習の重要性、主体間の緩やかな関係構築・支え合いなど、取組の推進方策

課題

- ・ ビジョンの明確化～国の第六次環境基本計画（ウェルビーイング）との整合性～
- ・ 区民・事業者の行動促進
- ・ 分野の連携～円滑な分野相互連携～
- ・ KGI（重要目標達成指標）とKPI（重要業績評価指標）

1 国内外の動向

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。持続可能な開発目標（SDGs）は、その中に示された 2030 年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。

経済・社会・環境の 3 つの側面のバランスがとれた社会をめざし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

地方自治体の環境政策においても、気候変動、持続可能な消費と生産（循環型社会形成の取組等）、陸域の生態系等、環境に関わりの深い分野を核としながら、目標達成に向けた取組を進めていくことが求められます。



持続可能な開発目標（SDGs）の 17 のゴール

(2) 「第六次環境基本計画」（令和 6（2024）年 5 月閣議決定）

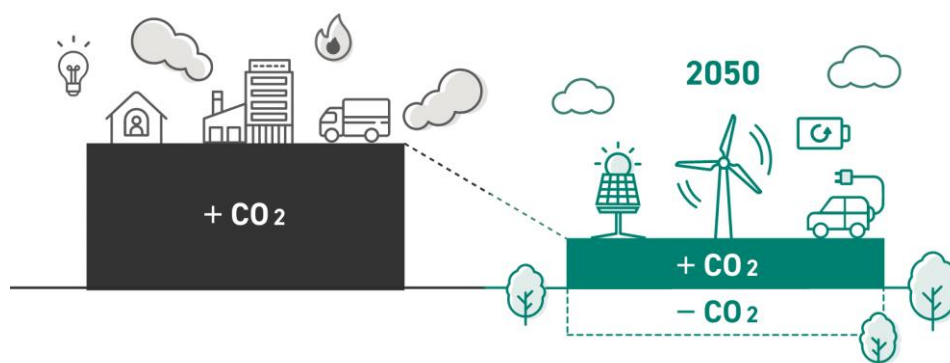
国は、第一次環境基本計画策定から 30 年という節目に第六次環境基本計画を閣議決定しました。「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング*／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げ、現在、直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の 3 つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現を打ち出しています。

（３）脱炭素・気候変動対策 ～2050 年までのカーボンニュートラル*の実現～

国は、令和 7（2025）年 2 月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」において、「2030 年度目標と 2050 年ネット・ゼロを結ぶ直線的な経路を、弛まず着実に歩んでいく」とし、新たな目標に「2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指す」ことを掲げました。目標達成に向け、「エネルギー基本計画」及び「GX*2040 ビジョン」と一体的に、脱炭素効果の高い電源の最大限活用、工場等での先端設備への更新支援、中小企業の省エネ支援、省エネ住宅や食品ロス削減など脱炭素型の暮らしへの転換などの対策・施策を進めていくとしています。

東京都は、気候危機の深刻化や社会情勢等の大きな変化の中、2050 年ゼロエミッション*の実現に向けた取組を一層加速するため、「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」を令和 7（2025）年 3 月に策定しました。新たな目標として「2035 年までに温室効果ガス排出量を 60%以上削減（2000 年比）」を掲げ、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化をはじめとした 10 の政策と、次世代ソーラーセルの普及拡大をはじめとした 8 つの重点プロジェクトを戦略的に展開し、世界のモデルとなる「脱炭素都市」を実現するとしています。

板橋区においては、令和 4（2022）年 1 月に、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロをめざす「ゼロカーボンいたばし 2050」を表明し、取組を進めています。



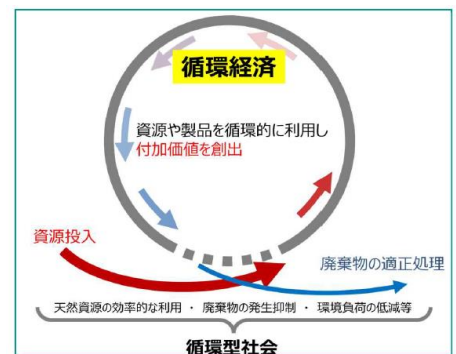
カーボンニュートラルの概念

（環境省「脱炭素ポータル」より）

(4) 循環型社会

令和6（2024）年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するために、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）*への移行が大きく打ち出されました。

「循環経済」への移行は、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そして質の高い暮らしの実現にも資するとされています。



循環型社会のドライビングフォースである循環経済



（「第五次循環型社会形成推進基本計画 概要」より）

(5) 生物多様性

愛知目標*の後継となる、生物多様性に関する新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」*が、令和4（2022）年に開催された生物多様性条約第15回締約国会議において採択されました。これに対応し、国は令和5（2023）年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」、東京都は令和5（2023）年4月に「生物多様性地域戦略」をそれぞれ策定し、2030年に向けた目標として「ネイチャーポジティブ（自然再興）」を掲げています。

ネイチャーポジティブ（自然再興）とは、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを意味しており、これを実現していくために、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むことが求められています。

また、ネイチャーポジティブの実現に向けた目標の一つとして、2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする「30by30目標（サーティ・バイ・サーティ目標）*が位置付けられました。30by30の達成に向けては、保護地域の拡張に加え、環境配慮型の消費行動や、生態系の質を高める行動への参加などを通して、生物多様性の保全を図ることが求められています。

生物多様性国家戦略2023-2030	東京都生物多様性地域戦略
◆長期目標としての2050年ビジョン 『2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用され、生態系サービスが維持され、健全な地球が維持され、全ての人々にとって不可欠な利益がもたらされる』自然と共生する社会 ◆2030年に向けた目標 ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現 自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる	◆基本理念 自然に対して畏敬の念を抱きながら、地球規模の持続可能性に配慮し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる、自然と共生する豊かな社会を目指す ◆2030年目標 自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せる＝ネイチャーポジティブの実現

国及び東京都の生物多様性に関する目標

2 板橋区のこれまでの取組（前計画の振り返り）

（１）前計画の評価（令和６年度末時点）

「板橋区環境基本計画 2025」（計画期間：平成 28（2016）年度から令和 7（2025）年度までの 10 年間。以下「前計画」という。）では、「人と緑を未来へつなぐスマートシティ」をめざし、「脱炭素社会の実現」や「循環型社会の実現」をはじめとした 6 つの基本目標を掲げ、その実現に向けて各種施策に取り組んできました。

なお、各種施策の取組にあたっては、18 の環境指標（成果指標）と 51 の活動指標を設定しました。

環境指標（成果指標）：基本目標に対する達成状況の評価
活動指標：環境施策の活動状況を把握

本項では、このうち環境指標（成果指標）を基に、令和 6（2024）年度末時点における前計画の進捗状況を総括しました。

①計画全体の総括

平成 28（2016）年度から 10 年間を計画期間とする前計画においては、将来像「人と緑を未来へつなぐスマートシティ “エコポリス板橋”」を踏まえ、区民・事業者・区等が一体となって、個別分野ごとの環境課題に対応した 6 つの基本目標に関する施策を展開し、持続可能な環境に優しいまちづくりを進めました。

令和 6（2024）年度末時点で、脱炭素の分野では、区内の温室効果ガス排出量は、基準年の平成 26（2014）年度比で、43.8 t-CO₂ 減少し、着実に減少を続けています。2050 年度実質ゼロの目標達成に向けてはなお一層の削減を図る必要があり、区民・事業者・区等が一体となった取組を高めていきます。

資源循環の分野では、区民一人当たり一日のごみ排出量は、基準年比で 110g 減少し、計画期間の終期を前に目標を達成しています。令和 6（2024）年 4 月からプラスチックの資源化に取り組んでおり、引き続き、ごみ減量及び資源の有効活用に取り組んでいきます。

また、自然環境・生活環境の分野では、区内の大気や水（河川等）の状況は、ほぼ環境基準を満たすところとなっており、良好な生活環境が確保されています。植生被覆率に代わる「緑被率」の実績値においては、公有地の樹木の剪定、民有地の樹木と農地の減少により低下してきています（植生被覆率と緑被率の特徴として、植生被覆地は作物（植物体）のない農地は植生被覆地として抽出されず、緑被率は作物のない農地や、植生被覆地として抽出されにくい植生を緑被地としています）。

環境教育の分野では、環境教育・環境学習に関する普及・啓発事業（イベントや講座等）や指導者育成事業に取り組み、多くの区民等に環境問題に触れる機会を提供し、主体的に行動する人づくりに取り組んできました。コロナ禍の影響により低迷が見られた（参加者数減など）環境教育・環境学習に関する事業の参加者数は回復傾向にあります。今後はハード（環境教育・環境学習施設の有効活用）やソフト（提供するコンテンツの充実）の機能向上に取り組んでいきます。

②各基本目標の総括

基本目標1 脱炭素社会の実現

めざした方向 温室効果ガス排出量削減

区内の温室効果ガスの排出量は、継続して減少となっています。

社会全体では、ゼロカーボンの実現に向けて継続した取組が必要となっている中で、新たなニーズに対応しつつ、今後も区民・事業者・区の一体となった取組を推進していきます。

基本目標2 循環型社会の実現

めざした方向 ごみの排出量削減

ごみの減量は、順調に推移しています。区民一人当たりの日のごみ排出量は、ごみ減量や食品ロスの削減への区民意識の定着を背景に、令和7年度の目標を達成しました。令和6（2024）年度から区内全域に拡大したプラスチック再資源化事業を推進し、さらなるごみの減量とリサイクルの推進を図っていきます。

基本目標3 自然環境と生物多様性の保全

めざした方向 緑や水の資源の維持

都市化が進む中で、区内の緑の量に大きな変化はありませんが、植生被覆率に代わる「緑被率」の実績値においては、公有地の樹木の剪定、民有地の樹木と農地の減少により低下してきています。また、石神井川をはじめとした河川の水質確保を図るほか、公園をはじめとした緑の保全を図っていきます。

基本目標4 快適で健康に暮らせる生活環境の実現

めざした方向 良好な生活環境の維持

環境性能に優れた自動車の普及を背景に、大気環境、自動車騒音の改善が進んでいます。公害に関する苦情・相談に対しては、きめ細やかな対応を行い、必要に応じて公害の発生源に対する指導を行うなど、良好な生活環境の確保に努めていきます。

基本目標5 「環境力」の高い人材の育成

めざした方向 環境教育プログラムの着実な実施

環境教育プログラムは、実施校が増加し、定着が広がっている状況にあります。さらに幅広い観点から、環境教育プログラムの充実に取り組んでいきます。

基本目標6 パートナーシップが支えるまちの実現

めざした方向 自主的な環境活動のすそ野の拡大とボランティア等との連携推進

区内では、環境教育の担い手として多くの環境登録団体が活動していますが、近年は登録団体の減少や構成員の高齢化が進んでいます。団体や大学等との連携を深め、ボランティアとして関わる機会を広げ、環境のまちづくりを支える人材育成を図っていきます。

③指標に基づく総括

令和6（2024）年度末時点で目標値を達成または順調に推移している指標は18指標中5指標、目標達成には至らないものの基準年値と比較して改善方向で推移している指標（漸進）は6指標となっています。

ごみの排出削減、生活環境の保全（大気環境、自動車騒音）において、目標値を上回る成果が得られました。また、温室効果ガス排出量の削減、自然環境（水質）の保全においても改善が進んでいます。

一方で、令和元（2019）年度末から令和5（2023）年度の初めにかけて社会全体に大きな影響を与えたコロナ禍により、環境教育・環境学習に関する活動に制約が生じ、取組の見直しを余儀なくされました。コロナ禍終息後の活動再開、新規事業の開始により活動は回復途上にあるものの、担い手の高齢化、不足が課題として顕在化しています。

基本目標	環境指標（成果指標）※			
	達成 ／順調	漸進	停滞	その他
1 脱炭素社会の実現	0	1	0	1
2 循環型社会の実現	1	1	0	0
3 自然環境と生物多様性の保全	2	1	1	0
4 快適で健康に暮らせる生活環境の実現	2	0	0	0
5 「環境力」の高い人材の育成	0	3	1	0
6 パートナーシップが支えるまちの実現	0	1	2	1
計	5	7	4	2

※令和6年度末時点の進捗状況

達成：実績値が目標値に達しているもの

順調：基準年値と比較して実績値がこのままのペースで推移した場合に、進捗率が100%以上になるもの

漸進：基準年値と比較して改善はしているものの、このままのペースで推移した場合に100%に届かないもの

停滞：基準年値と比較して0%以下になるもの

板橋区環境基本計画 2025 環境指標の進捗状況（令和6年度末時点）

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和6年度	目標値 令和7年度	進捗率	評価
基本目標1：脱炭素社会の実現						
区内エネルギー消費量※1 (熱量換算)	—	—	19,997 TJ※4	—	—	—
区内温室効果ガス排出量	231.8万t-CO ₂ ※2	↘	188.0万t-CO ₂ ※4	162.3万t-CO ₂ ※3	63.0%	漸進
基本目標2：循環型社会の実現						
区民一人当たりの一日の ごみ排出量	689 g※5	↘	579 g	598 g※6	100% 以上	達成
リサイクル率	21.5 %※5	↗	25.0%	28.0 %※6	53.8%	漸進
基本目標3：自然環境と生物多様性の保全						
区全体の植生被覆率※7	18.3 %	↗	18.57 %	21 %	10.0%	漸進
公園率	5.9 %	↗	5.9 %	6.1 %	0%	停滞
石神井川における生物化学的 酸素要求量 (BOD75%値)	0.7 mg/L	↘	0.9 mg/L	1.0 mg/L 以下	66.7%	達成
白子川における生物化学的 酸素要求量 (BOD75%値)	3.8 mg/L	↘	2.2 mg/L	2.0 mg/L 以下	88.9%	順調
基本目標4：快適で健康に暮らせる生活環境の実現						
微小粒子状物質(PM2.5)の 基準値Bレベル以上の日数	25 日	↘	0 日	23 日	100% 以上	達成
騒音に係る環境基準の達成率	79 %	↗	88.0 %	85 %	100% 以上	達成
基本目標5：「環境力」の高い人材の育成						
人材育成に関わる環境講座参 加者数	199 人	↗	224 人	400 人	12.4%	漸進
外部人材を活用した環境学習 実施校(園)の割合	76.1 %	↗	64.2 %	100 %	0%未満	停滞
環境教育プログラム利用校 (園)の割合	74.4 %	↗	83.5 %	100 %	35.5%	漸進
エコ生活(アクション9)の実 施状況	75.0 %	↗	82.0 %	100 %	28.0%	漸進
基本目標6：パートナーシップが支えるまちの実現						
全区民参加型環境保全キャン ペーン参加者数	25,674 人	↗	17,823 人※8	31,500 人	—	—
エコポリスセンター事業への ボランティア等参加者数	990 人	↗	963 人	1,300 人	0%未満	停滞
環境登録団体数	27 団体	↗	20 団体	37 団体	0%未満	停滞
環境学習講師派遣人数	363 人	↗	379 人	500 人	11.7%	漸進

※1：「板橋区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の令和2年度までの指標のため、実績のみ参考値として掲載

※2：「板橋区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）2025」の基準年値（平成25年度）

※3：「板橋区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）2025」の目標値（令和7年度）

※4：令和4年度（オール東京62市区町村共同事業「特別区のエネルギー消費量」より）

※5：「板橋区一般廃棄物処理基本計画2025」の基準年値（平成27年度）

※6：「板橋区一般廃棄物処理基本計画2025」の目標値（令和7年度）

※7：植生被覆率＝植生指数が一定以上を示している植生（緑）に覆われている箇所。本値は自動抽出による値であり、目視によるノイズ除去を施していない結果であるため、後工程で明らかになる緑被調査の結果は植生被覆調査の結果と大きく異なる可能性がある。

※8：キャンペーンの一つである打ち水キャンペーンについては、従来行っていた一堂に集まって行う手法から個人で個別に行う方針としたため、参加者数の把握が困難なことから指標の実績はその他キャンペーン（春・秋の板橋クリーン作戦、ポイ捨て防止キャンペーン）の参加者数を参考値として掲載

(2) 板橋区における近年の動き ～未来志向の持続可能なまちづくりへ～

板橋区は、板橋区環境基本計画 2025 及び関連する計画に沿って様々な取組を進めつつ、国内外の動向を捉え、新たな動きとして「ゼロカーボンいたばし 2050」の表明、SDGs 未来都市への選定などを通じて、未来志向の持続可能なまちづくりに向け更なる取組を進めています。

①「ゼロカーボンいたばし 2050」表明

「ゼロカーボンシティ」は、2050 年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることをめざす旨を公表した地方自治体のことで、令和 6（2024）年 9 月現在、全国 1,122 の自治体が表明しています。

板橋区では、令和 4（2022）年 1 月に、人と緑を未来へつなぐスマートシティを推進し、持続可能な社会を構築するため、あらゆる主体と連携・協働して社会全体の自主的な行動変容を促すとともに、エコロジー、エネルギー、エコノミーが調和した取組により、2050 年に二酸化炭素排出量実質ゼロをめざすことを表明しました。

②SDGs 未来都市

SDGs の達成に向けた取組を積極的に進める自治体を内閣府が認定する制度により、板橋区は令和 4（2022）年に「SDGs 未来都市」に選定されました。

「絵本のまち」を軸に、交流とにぎわい・子育てしやすい環境を創出することによって、若い世代の定住化促進と、いつまでも元気に活躍し、学びと緑豊かな環境を創造しながら未来へ継承し続けるまちの実現に向けた取組を展開するとともに、新しい技術や価値を取り入れながら、SDGs のめざす未来志向の持続可能なまちづくりを推進しています。

環境面については、「自然と文化にあふれる公園・学校を軸としたまちづくり」を取組の方向性に掲げ、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組の加速、緑豊かで子育てしやすい環境整備、公園や学校を中心としたまちづくりを推進しています。

3 区民・事業者の意識

(1) 区民、事業者、児童・生徒アンケート 令和6年9月実施

区民、事業者、児童・生徒を対象に行ったアンケートでは、地球温暖化、気候変動に対し、高い関心がみられました。

	区民	事業者
環境問題への関心	地球温暖化・気候変動に最も高い関心	省エネルギーを最重要視
区が今後重点的に取り組むべきこと	<共通>気候変動対策（緩和・適応）を重視 豪雨の頻発等に対応した水害対策、気候変動に対応した熱中症対策	
区民が今後重点的に取り組むべきこと	<共通>ごみの削減と資源の有効利用を重視 ごみの削減、資源の有効利用	
	児童・生徒	
環境問題への関心	自然や生きものの保全、地球温暖化に高い関心	
学びたい環境問題	「地球温暖化」に高い関心	

<各調査の概要>

【区民アンケート】	対象:2,000人	回答数:504人	回答率:25.2%
【事業者アンケート】	対象:500社	回答数:127社	回答率:25.4%
【児童・生徒アンケート】	対象:区立小学校5年生	回答数:2,332人	回答率:58.8%
	区立中学校8年生	1,806人	58.8%

(2) ワークショップ

区民を対象に実施したワークショップでは、環境への関心、意識は高まっているとした上で、未来に向けて環境に取り組む様々な主体をつなぐことや、子どもたちの体験を広げることの大切さについて、意見が出されました。

また、子どもたちからは、未来の環境について「自然がいっぱい」、「ポイ捨てがなくきれい」であることを望む意見が多く出されました。

①区民ワークショップ（令和6年9～10月実施・参加者数延べ45名）

板橋の環境の変化	・緑、自然が減っている ・環境への関心、意識は高まっている
板橋の環境の未来	・災害に強く、安心・安全なまち ・多様な人々、自然との共生の暮らし
未来を実現するために「できること」	・環境を守る・つくる＋育てる ・様々な主体をつなぐ ・子どもたちの体験を広げる

今の板橋区の環境	いいところ	：自然や公園があるところ	
	よくないところ	：ポイ捨てが多い	
こうなったらいいな と思う板橋区の未来 の環境	地球温暖化がない	ポイ捨てがなくきれい	自然がいっぱい
	日陰があって涼しい	みんなが過ごしやすい 月や星が見える	たくさんの 生きものがいる

区の環境行政に関わる 11 団体（環境活動団体、教育機関、経済団体、エネルギー供給事業者、産業団体等）を対象に実施したヒアリング調査からは、区民への発信、体験を基に考える環境学習の重要性、主体間の緩やかな関係構築・支え合いなど、環境に関する取組の推進方策を重視する意見が出されました。

各調査の結果から抽出した、各分野において重視されるキーワードは次のとおりです。

脱炭素	○ 地球温暖化 ○ 未来	気候変動適応	○ 気候変動 ○ 安心・安全
資源循環	○ ごみの削減 ○ 資源循環(有効利用)	生活環境	○ きれいな街(美化) ○ 快適な生活

4 課題

ビジョンの明確化～国の第六次環境基本計画（ウェルビーイング）との整合性～

令和6（2024）年5月に閣議決定された国の第六次環境基本計画では、環境保全を通じた、現在および将来の国民一人ひとりの「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目的に掲げました。

これまで、板橋区では、ゼロカーボンシティの実現に向けて取組を進めていますが、区民一人ひとりの「ウェルビーイング／高い生活の質」という観点も含め、めざすべき姿を取りまとめる必要があります。

区民・事業者の行動促進

約58万人の人口を擁する板橋区における、温室効果ガスの排出やごみの排出をはじめとした環境負荷は、区民生活を起因として発生しています。

区民一人ひとりがこうした自身を取り巻く環境に係る現状を知り、行動を変えていくこと、また区民生活に必要な製品やサービスを供給する事業者も環境への配慮を一層進め、地域全体での取組を推進していく必要があります。さらに、区が、区民や事業者の行動を促進していくための情報提供や支援等の充実を図ることも必要です。

分野の連携～円滑な分野相互連携～

脱炭素（ゼロカーボン）、気候変動適応、資源循環、生活環境、自然環境、環境教育は、相互に関連する場面が多くなっています。現在のそれぞれの分野の取組においては、分野相互間の連携を高めることが求められており（例：地球温暖化実行計画（事務事業編）と（区内部）環境マネジメントシステム、自然環境と環境教育）、分野相互間の連携の円滑化をより高める必要があります。

また、区内部の関係部署間の連携を深めて、推進体制を強化していく必要があります。

KGI（重要目標達成指標）とKPI（重要業績評価指標）

以前の関係計画で設定された指標については、これまでの進捗管理においても、設定されている目標と指標の妥当性につき、見直しの意見が呈されてきたところです。

本計画をより効果的に推進していくためには、適正な目標と指標の設定が重要であり、本計画においては、目標の妥当性及び目標に照らした指標の妥当性について十分な検討を行い、指標を設定することが必要です。

第3章

将来像と6つの基本目標

- 1 将来像
- 2 基本目標

3 将来像と6つの基本目標

「みどりをはぐくむ、循環・共生・協創のまち ～GO GREEN いたばし～」の実現に向けて

将来像

「みどりをはぐくむ、循環・共生・協創のまち ～GO GREEN いたばし～」を10年後の将来像とし、区民・事業者・区の協創のもと、区民・事業者が環境のまちづくりの主体となって、まちづくりや人づくり、自然との共生をはじめとした取組を深め、循環させていくことで、みどりをはぐくみ、一人ひとりが環境の恵みによる幸せ（ウェルビーイング）を実感できるまち（持続可能な環境社会）を築いていくことをめざします。

基本目標

将来像の実現に向け、区民、事業者の意識を踏まえた上で、区民・事業者・区の協働により、次の6つを基本目標として取組を進めます。

- 基本目標1 ゼロカーボンがつなぐ
幸せを実感できる環境のまち
- 基本目標2 気候変動に備え 地球に適応するまち
- 基本目標3 資源を大切にする 循環のまち
- 基本目標4 きれいな空気・水・クリーンな住環境を
感じる 安心・健康のまち
- 基本目標5 自然の恵みと共生し
ネイチャーポジティブを実現するまち
- 基本目標6 学び、育て、主体的に行動する
環境人づくり

1 将来像

めざす
将来像

みどりをはぐくむ、循環・共生・協創のまち
～GO GREEN いたばし～

昭和40年代の公害問題に端を発した板橋区における環境への取組は、区民、事業者、区の協働の下、地球温暖化対策、ごみの発生抑制と資源循環、環境教育など様々な課題の解決に向け、取組の幅を広げ、さらに持続可能な社会の構築をめざし発展を続けてきました。

いま、地球温暖化、気候変動対応、資源循環、生物多様性をはじめ、様々な環境問題が地域から地球全体まで広範な影響を及ぼしています。これらの環境問題は相互に、また複雑に絡み合っており、1つの問題にだけ焦点を当て解決策を探るのではなく、相互の関連を意識しながら複合的な解決策を探っていくことが求められています。

このように、環境問題は、地球全体の問題で一人ひとりが環境にやさしい選択をすることが大切となっています。“GO GREEN”とは、「みどり（自然）に向かう」、すなわち「環境に優しい」を意味します。省エネルギー、リサイクル、廃棄物削減、自然保護など、地球環境に優しい行動やライフスタイルに取り組んでいきます。

これらを踏まえ、10年後の将来像として、区民・事業者・区の協創のもと、区民・事業者が環境のまちづくりの主体となって、まちづくりや人づくり、自然との共生をはじめとした取組を深め、循環させていくことで、みどりをはぐくみ、一人ひとりが環境の恵みによる幸せ（ウェルビーイング）を実感できるまち（持続可能な環境社会）を築いていくことをめざします。



2 基本目標

将来像の実現に向け、区民、事業者の意識を踏まえた上で、区民・事業者・区の協働により、脱炭素や気候変動対策（緩和と適応）、資源循環、自然環境（生物多様性）の課題に取り組むとともに、基盤となる生活環境を保全し、幸せ（ウェルビーイング）を実感することができるまちづくり（環境まちづくり）をめざします。環境課題は分野を超えた複合的な対応が必要なため、関係部署と連携して組織横断的に取り組みます。そして、これらすべての取組を支える人づくりを進めます。

基本目標1

ゼロカーボン がつなく 幸せを実感できる環境のまち

脱炭素や気候変動適応、資源循環、自然環境、生活環境、環境教育など、分野横断的に環境に配慮し、幸せを実感することができるまちづくり（環境まちづくり）をめざします。

また、エネルギーの効率的利用や再生可能エネルギーの利用などに取り組み、ゼロカーボンの実現とともに、持続可能（サステナブル）な社会をめざします。

基本目標2

気候変動に備え 地球に適応 するまち

平均気温の上昇や真夏日・猛暑日の増加、集中豪雨など、地球の気象変化が激しくなっている中で、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するとともに、気候変動に対応していくため、熱中症対策・水害対策に取り組み、安心して暮らせるまちづくりをめざします。

基本目標3

資源を大切に作る 循環 のまち

ごみとなるものをできる限り減らし、再生利用しやすい製品を選ぶとともに、再資源化可能なものや、リユースできるものは資源として循環させる暮らし、事業活動を促進し、環境と経済のバランスに配慮した循環のまちをめざします。

基本目標4

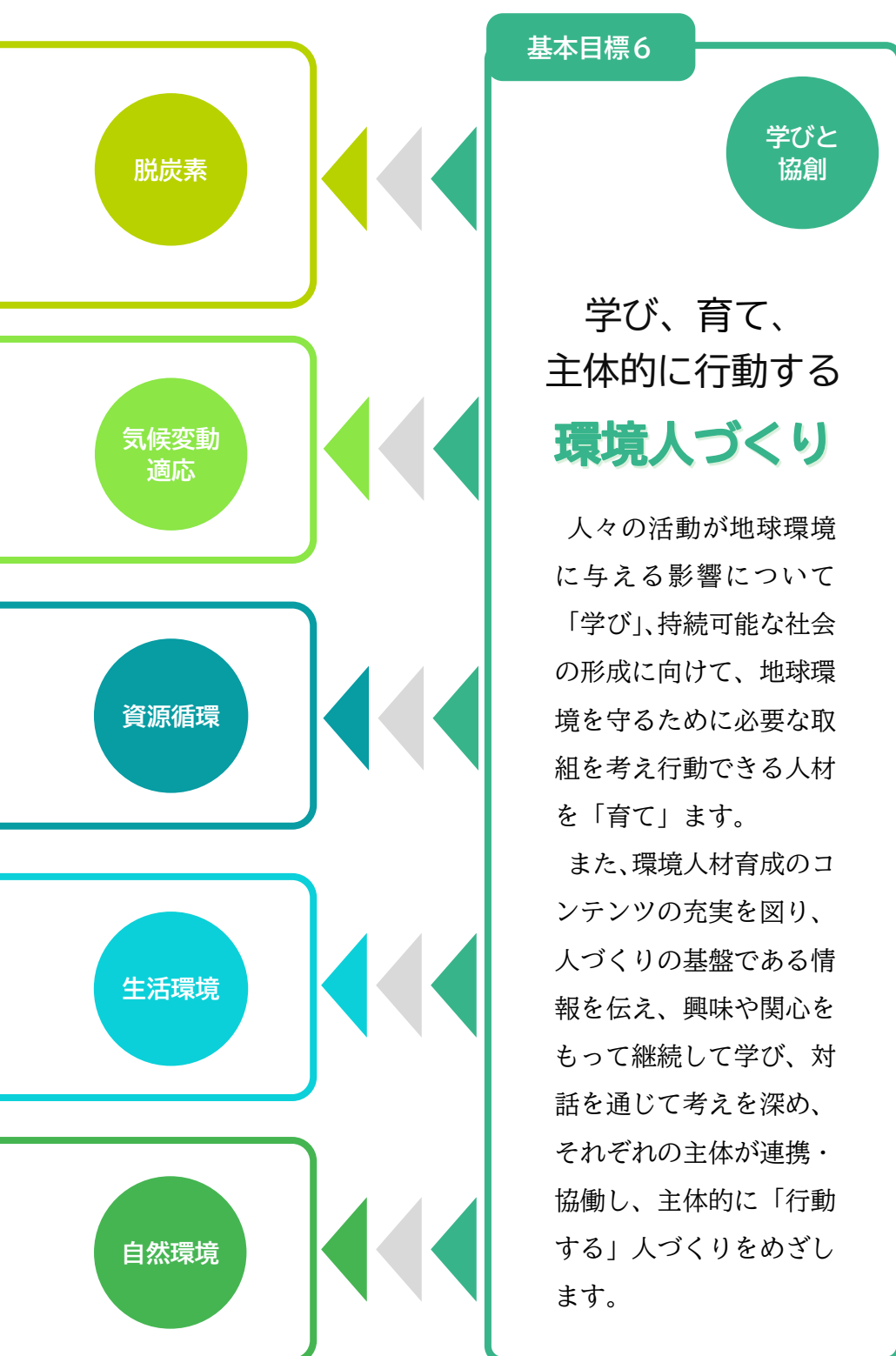
きれいな空気・水・クリーンな住環境を感じる 安心・健康 のまち

大気環境や水環境等に関する基準の遵守や清掃活動等によるまちの美化等の取組を促進し、きれいな空気、清らかな水、きれいな街（美化）を感じられる安心で健康な生活環境をめざします。

基本目標5

自然の恵みと共生し ネイチャーポジティブ を実現するまち

動植物等の生物と、それを支えるみどり（崖線のみどりや自然とふれあえる公園・農地、河川、湧水など）が調和する生物多様性への理解と体験を深めることで保全と活用の取組を活性化し、自然の恵みと共生しネイチャーポジティブを実現するまちをめざします。



第4章

施 策

1 施策の方向性

2 施策

- 基本目標1 ゼロカーボンがつなぐ
幸せを実感できる環境のまち
- 基本目標2 気候変動に備え 地球に適応するまち
- 基本目標3 資源を大切にする 循環のまち
- 基本目標4 きれいな空気・水・クリーンな住環境を
感じる安心・健康のまち
- 基本目標5 自然の恵みと共生し
ネイチャーポジティブを実現するまち
- 基本目標6 学び、育て、主体的に行動する
環境人づくり

4 施策

将来像と6つの基本目標の達成に向け、区民・事業者・区の協創のもと取組を推進

各項の構成	6つの基本目標の達成に向け、それぞれ以下の内容を示します。
(1) 現状と課題	各分野の環境の現状をデータとともに整理し、今後取り組むべき課題を示します。
(2) 基本目標の達成に向けた施策	課題を踏まえ、令和 17 (2035) 年度に向けて進める施策の考え方を示します。
(3) 施策の目標・指標	計画の進行管理を適切に行うため、実施した施策・取組の成果を評価するための指標設定の考え方と各指標の現状値、中間値、目標値を示します。 また、包含する次の個別計画の目標も本項に含みます。 「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」、「地域気候変動適応計画」、「生物多様性地域戦略」、「環境教育等行動計画」
(4) 各施策の取組内容	「基本目標の達成に向けた施策」を踏まえた、具体的な取組内容を示します。
(5) 各主体の取組	基本目標の達成に向け、区民、事業者、区のそれぞれが取り組むことを記載します。

1 施策の方向性

区民・事業者・区の協働により、6つの基本目標に沿って施策を進め、将来像の実現をめざします。



将来イメージ

2 施策

基本目標 1

包含する計画

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
地球温暖化対策実行計画（事務事業編）



ゼロカーボン がつなぐ
幸せを実感できる環境のまち

幸せを実感することができるまちづくり（環境まちづくり）、ゼロカーボンをめざします。

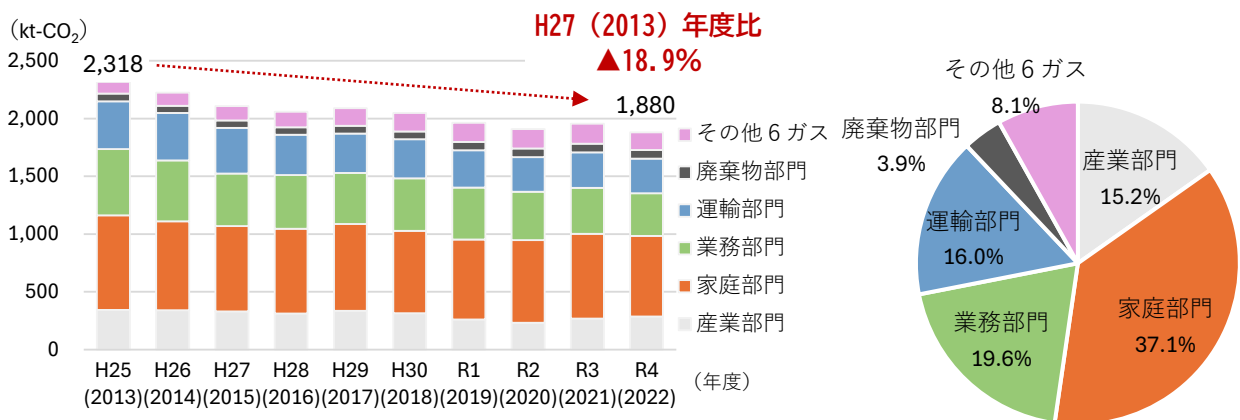
（1）現状と課題

①板橋区における温室効果ガスの排出状況

温室効果ガス排出量、エネルギー消費量は平成 25（2013）年度比で削減が進んでいるものの、全体の約 4 割を占める家庭部門の削減は他部門と比較して停滞

区内の温室効果ガス排出量、エネルギー消費量は、ともに平成 25（2013）年度より減少しています。令和 4（2022）年度の温室効果ガス排出量は、平成 25（2013）年度比で 18.9%減少、エネルギー消費量は同 15.6%減少しています。温室効果ガス排出量、エネルギー消費量の約 4 割を家庭部門が占めている板橋区では、コロナ禍における在宅時間の増加を背景に、温室効果ガス排出量、エネルギー消費量とも令和 2（2020）年度から令和 3（2021）年度にかけ増加したものの、令和 4（2022）年度に再び減少に転じています。

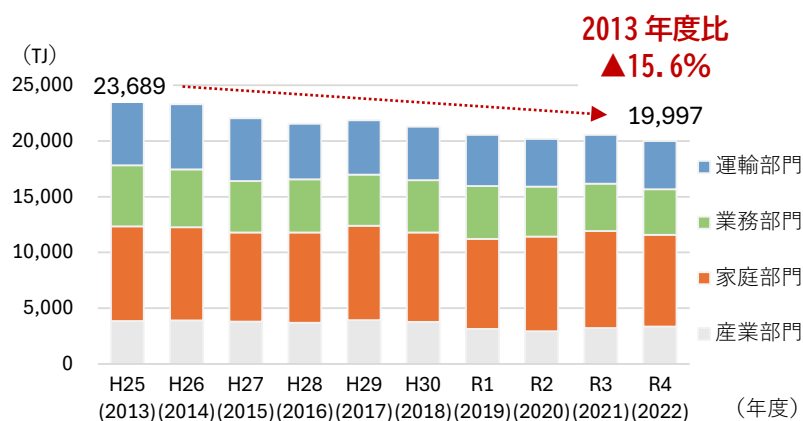
また、家庭部門については、温室効果ガス排出量が平成 25（2013）年度比で 14.9%減にとどまっています。世帯当たりエネルギー消費量が同 12.6%減にとどまっていることに加え、世帯数が増加していることも影響し、他部門と比較して温室効果ガス排出量、エネルギー消費量は十分に削減が進んでいない状況にあります。



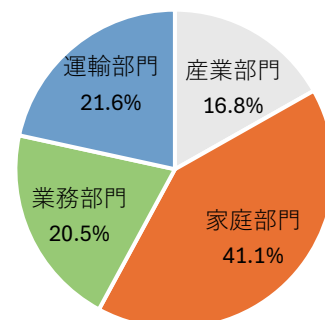
区内温室効果ガス排出量

令和 4（2022）年度構成比

（「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」より）



区内エネルギー消費量排出量



令和4（2022）年度構成比

（「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」より）

◆課題

- ・ ゼロカーボンの実現に向けて、区民や事業者の省エネルギー活動をはじめとした温室効果ガスの排出量抑制の取組を一層推進していく必要があります。さらに、その推進にあたっては、幅広い視点をもって進める必要があります。
- ・ 現在の対策の多くは、家庭や事業所を対象としたものですが、まちづくりなどより広いフィールドでの取組に広げていくことが重要です。
- ・ 区民の環境活動に対する支援については、より多くの区民に浸透するよう、効果的な手法を検討し、実施していく必要があります。事業者の環境活動に対する支援についても、一層の充実を図る必要があります。

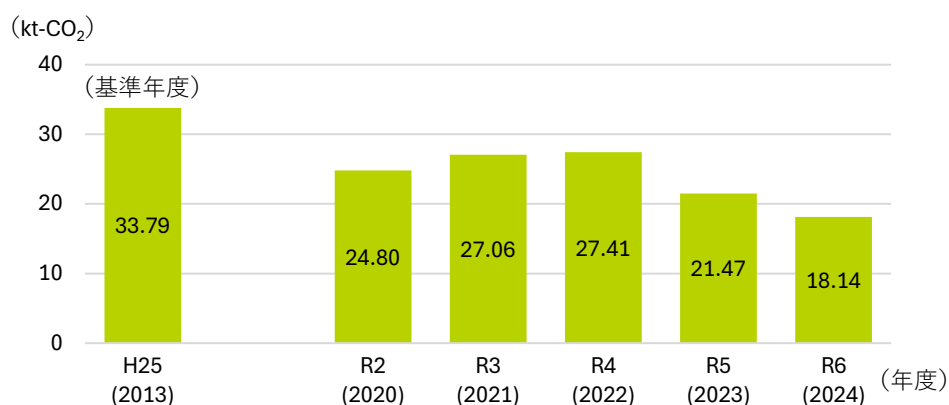
②区施設における温室効果ガス（CO₂）排出状況

板橋区は、令和4（2022）年1月に「板橋区ゼロカーボンシティ」を表明し、その旗振り役として、区施設における温室効果ガス（CO₂）排出削減のための取組を推進することが期待されています。

「板橋区地球温暖化対策実行計画 2025（事務事業編）」では、区の事務事業に伴う温室効果ガス総排出量について、基準年度（平成25（2013）年度）比で令和12（2030）年度までに51%削減することを中期目標とし、削減に向けた取組を推進してきました。

令和6（2024）年度の区施設における温室効果ガス（CO₂）排出量は、二酸化炭素換算で18.14kt-CO₂※で、基準年度比で46.3%削減となりました。

※当該排出量は、再生可能エネルギーの利用等によって削減された排出量を考慮に入れた排出係数（電力使用量など活動量あたりの温室効果ガスの排出量を示すもの/環境省が公表）に基づき算出したもの。



区施設における温室効果ガス総排出量

◆課題

- ・ 区施設における温室効果ガス排出量の削減は着実に進んでいます。ゼロカーボンの実現に向け、建物のゼロエミッション化、設備機器の更新など、ハード面の対策を計画的に進めていくことが必要です。
- ・ 区施設への再生可能エネルギー100%電力の導入が、温室効果ガス排出量の削減に大きく貢献しています。更なる削減に向け、引き続き推進していくことが必要です。

(2) 基本目標の達成に向けた施策

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

① ゼロカーボンを通じた持続可能（サステナブル）なまちづくり

ア ゼロカーボンの取組を、都市づくり（都市計画・交通等）、建築、みどり・水、健康、防災・減災をはじめとした多分野につなげ、持続可能（サステナブル）なまちづくりを推進します。

イ 温室効果ガス（CO₂）の削減にとどまらず、まちや区民の生活に温もりや潤いをもたらすゼロカーボンの取組を推進します。

② 区民及び事業者等による省エネルギーをはじめとした環境行動の推進

区民や事業者等が、一人ひとりができる範囲で省エネルギーや創エネルギーをはじめとした環境に配慮した行動を行い、これを後押しするツールを活用し、地域全体に広めていきます。

③ スマートシティとの連携

持続可能なスマートシティの実現に向けて、環境分野をはじめ多分野が連携した取組を進め、それぞれの取組の効果を重なり合わせ、シナジー効果の発揮を図っていきます。

※スマートシティ

先進技術の活用、デジタルやデータの活用、マネジメント（システムやサービス）の高度化（ゼロカーボンを含む）により、区民の生活を豊かにするまちづくり。

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

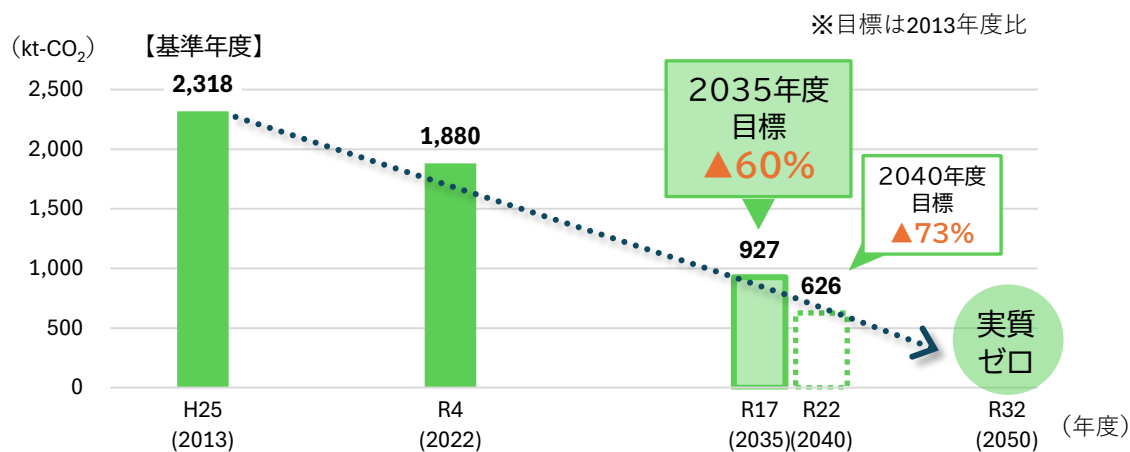
④ 区の率先行動

ゼロカーボンの実現に向け、環境負荷を低減させるため、区施設のゼロエミッション化や再生可能エネルギー100%電力への切り替え、環境配慮製品の購入をはじめとした率先行動に取り組みます。

(3) 施策の目標・指標

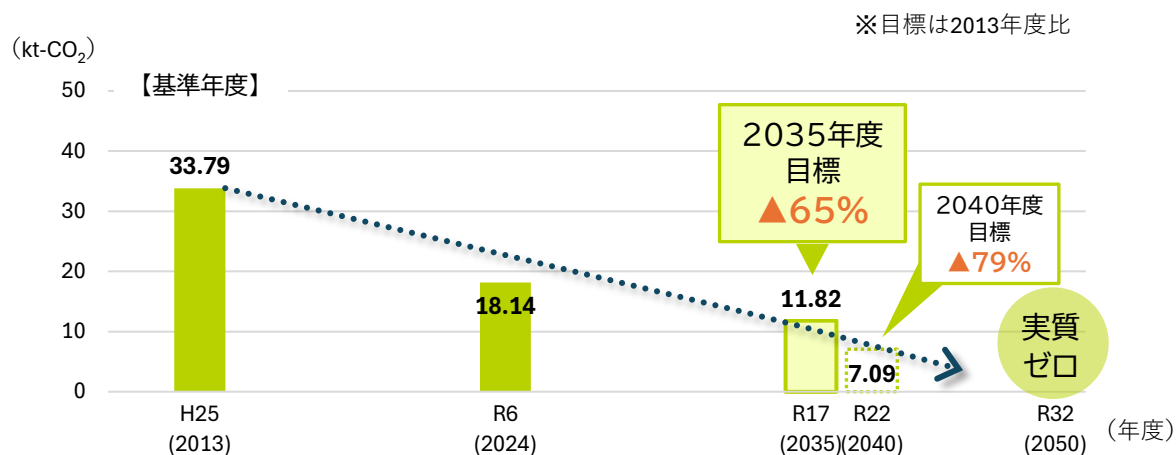
区内における温室効果ガス排出削減目標

2035 年度において、2013 年度比 **60%** 削減



区施設における温室効果ガス排出削減目標

2035 年度において、2013 年度比 **65%** 削減



◆各施策の目標・指標

エネルギー・資源の効率的な利用の結果として削減される「区域における温室効果ガス排出量」を把握します。

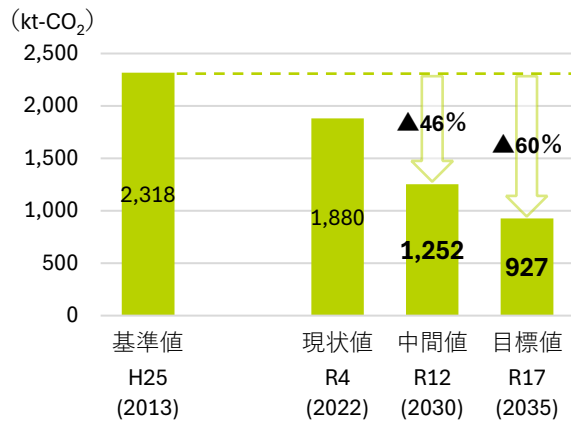
「区域における温室効果ガス排出量」は、国（環境省）の地球温暖化対策計画で掲げる目標（2013年度比で2030年度46%、2035年度60%、2040年度73%削減）に準拠した目標を設定していますが、国が「吸収源」を含め算出しているのに対し、区では「吸収源」なしで算出しており、国に比べより多くの温室効果ガス排出量の削減を要する目標となっています。

併せて、率先垂範として、エネルギー・資源の効率的な利用の結果として削減される「区施設における温室効果ガス排出量」を把握します。

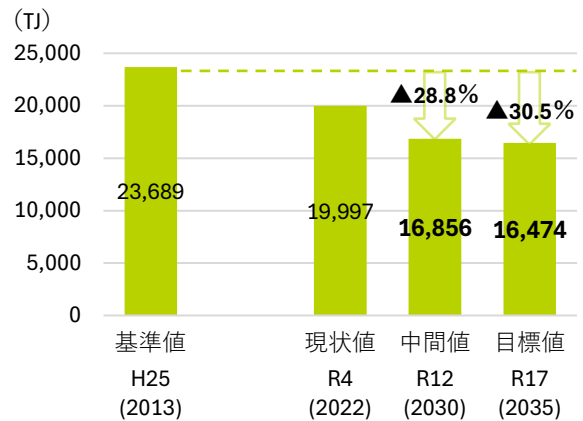
これらの達成に向け、温室効果ガス排出の主要因である「エネルギー消費量」と、二酸化炭素排出量の4割を占める「家庭部門の排出量」を把握します。

指標 ★=新しい指標	基準値 平成 25（2013）年	現状値	中間値 令和 12（2030）年	目標値 令和 17（2035）年
区内における 温室効果ガス排出量	2,318 kt-CO ₂	1,880 kt-CO ₂ 令和 4（2022）年度実績	1,252 kt-CO ₂ 基準値の 46%削減	927 kt-CO ₂ 基準値の 60%削減
区内における エネルギー使用量	23,689 TJ	19,997 TJ 令和 4（2022）年度実績	16,856 TJ 基準値の 28.8%削減	16,474 TJ 基準値の 30.5%削減
★家庭部門における 二酸化炭素排出量	820 kt-CO ₂	697 kt-CO ₂ 令和 4（2022）年度実績	443 kt-CO ₂ 基準値の 46%削減	328 kt-CO ₂ 基準値の 60%削減
区施設における 温室効果ガス排出量	33.79 kt-CO ₂	18.14 kt-CO ₂ 令和 6（2024）年度実績	16.55 kt-CO ₂ 基準値の 51%削減	11.82 kt-CO ₂ 基準値の 65%削減

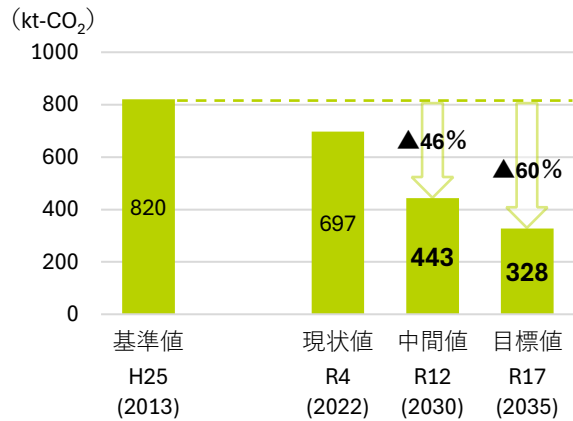
区内における温室効果ガス排出量



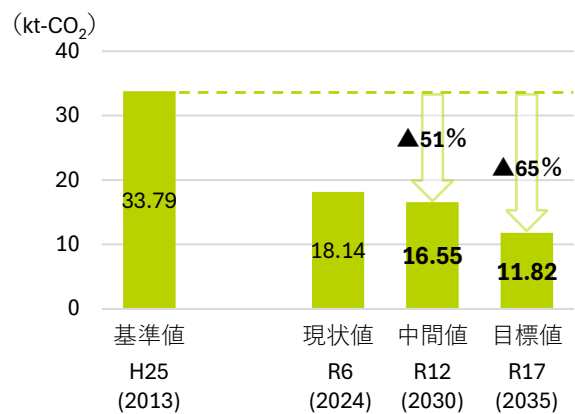
区内におけるエネルギー使用量



家庭部門における二酸化炭素排出量



区施設における温室効果ガス排出量



(4) 各施策の取組内容

① ゼロカーボンを通じた持続可能（サステナブル）なまちづくり

ゼロカーボンに向けた取組は、世界的な取組となっており、日本においても国や板橋区を含め各自治体において様々な取組が展開されています。それらの取組は、幅広い分野に跨っていることから「点」としての取組になりがちですが、これを「面」としての取組にステップアップし、環境に優しい持続可能なまちづくりを進めていきます。

● まちづくりにおけるゼロカーボン等の取組

- ・ 区内におけるまちづくり（再開発等）を契機として、ゼロカーボンを含め、環境に配慮した整備（エネルギー・建築物・緑など）に取り組み、将来にわたった豊かなまち（環境まちづくり）を維持していきます（サステナブル）。

取組にあたっては、公共施設を中心とした建築物のゼロエミッション化や、クリーンエネルギーの活用（再生可能エネルギー100%電力導入等）をはじめ多角的な取組を進めていきます。また、ライフサイクルカーボンの視点での温室効果ガス排出量の評価を検討するなど、ゼロカーボンの取組の裾野を広げていきます。

- ・ 「環境まちづくり」の視点を踏まえ、「板橋区建築物等における省エネルギー・環境配慮に関する指針」を通し、ZEB化を含め建築物の高断熱化やエネルギー性能の高い設備の導入をはじめとした取組を推進し、温室効果ガスの排出削減の効果の高い取組を誘導していきます。



再生可能エネルギー100%電力の地産地消
(MFLP LOGIFRONT 東京板橋)

● まちや区民生活にぬくもりをもたらす取組

- ・ 地域のゼロカーボン（温室効果ガス実質ゼロ）に向けた取組において、CO₂排出量の削減にとどまらず、まちや暮らしにぬくもり（木質化・断熱化）をもたらす環境負荷の抑制のための建築や住まいづくりを誘導していくことで、環境保全の恵みを実感できるまちづくりの観点を踏まえたゼロカーボンシティの実現を推進します。

● ひとを中心としたウォークブルなまちづくりと交通のグリーン化の推進

- ・ 居心地がよく歩きたくなる移動環境の整備、自転車利用環境の整備など、徒歩や自転車で移動しやすいひとを中心としたウォークブルなまちづくりを推進します。
- ・ エコカー（低燃費・ハイブリッド・電気・水素）への乗換え、バス・タクシーなどの公共交通機関の利用、モビリティのシェアリングの活用など、環境負荷の少ない移動手段への転換を促進します。

また、ゼロカーボン（温室効果ガス実質ゼロ）に向けては、EV（電気自動車）の普及をはじめ交通分野のゼロエミッション化も重要な取組であり、国や東京都の施策と連携し、進めていきます。

②区民及び事業者等による省エネルギーをはじめとした環境行動の推進

区民及び事業者等が、継続して次世代に豊かな環境を引き継ぐゼロカーボンの実現に向けて取り組む地域社会の実現をめざします。

● 家庭や事業所における環境にやさしい行動の促進

- ・ 区民の日常生活における環境に貢献する活動を含め、環境活動インセンティブポイント制度である「いたばし環境アクションポイント制度」のバージョンアップに取り組み、区民及び事業者等の環境行動の裾野を広げていきます。
- ・ 事業所におけるエコアクション、環境マネジメントシステムの運用など環境に配慮した活動の支援を通じて、事業者の脱炭素化に向けた取組を促進します。
- ・ 区民及び事業者等による省エネルギーをはじめとした環境行動の状況や効果を、各種ツール（仕組み）を活用して把握していきます。

● 省エネルギー機器の導入、再生可能エネルギーの利用促進

- ・ 電気・ガスの使用量削減、省エネ家電の切り替え購入、太陽光発電システムの設置、再生可能エネルギー100％電力への切り替え導入をはじめとした省エネルギー・創エネルギーの取組や、新築・改築時のZEH化・ZEB化の促進に向け、これを後押しするツール（仕組み）を活用した施策に取り組むとともに、国や東京都の支援事業等の情報提供を進めます。



ZEHのイメージ



原材料の調達から廃棄・リサイクルまでを見据える“ライフサイクルカーボン”

温室効果ガス削減の取組は、これまで家庭や事業所などにおける省エネルギーや再生可能エネルギーの利用、廃棄物の削減などに焦点が当てられてきました。近年では、製品や建築物の原材料の調達に始まり、製造、輸送、使用、廃棄・リサイクルに至る一連のプロセスを通じて温室効果ガス排出量を削減することが重視され始めています。

国の「地球温暖化対策計画」（令和7（2025）年2月閣議決定）では、分野横断的な施策の一つに住宅・建築物のライフサイクルカーボン削減を掲げ、使用時だけでなく、建設から解体に至るまでの建築物のライフサイクルを通じて排出されるCO₂の削減を進めていくため、脱炭素への投資によって市場に供給された建材・設備の価値が評価される環境整備や、建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価を促進する仕組みづくりを進めていくとしています。

③スマートシティとの連携

先進技術の活用、DX（デジタルやデータ）の活用、マネジメント（システムやサービス）の高度化をはじめとした新たな資源や技術を活用し、区民生活の質やまちの幸福感を高める、持続可能（サステナブル）なまちづくりであるスマートシティの実現に取り組んでいきます。

● 地域の資源や技術の活用（連携）

- 電気自動車や電動バイク（E Vバイク）の利用を支える充電設備の確保やシェアリングサービスの提供を民間事業者と連携して進めていきます。



区有地に設置したE Vバイク
バッテリーステーション

● 先端技術の活用

- ペロブスカイト太陽電池、住宅・ビルのエネルギー管理システム（HEMS・BEMS）やICTを用いたエネルギー需給調整など、先端技術の活用や実装に向け、区施設における率先導入、区内のまちづくりにおける導入検討などに取り組みます。



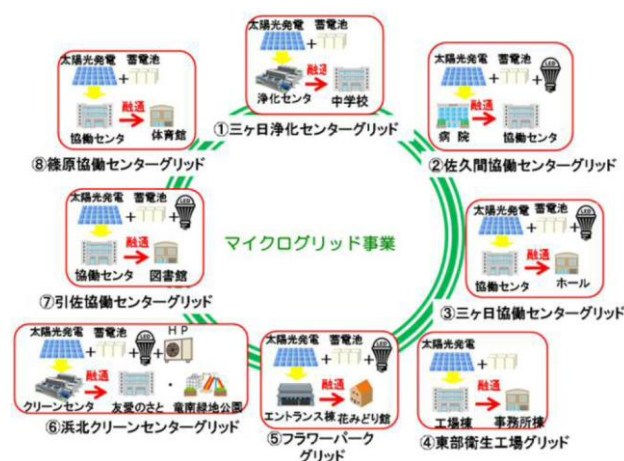
エネルギーの効率的利用とレジリエンス向上の両立 “浜松グリッド8”

静岡県西部に位置する浜松市は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、「エネルギー・スマートシティ」を掲げて官民連携で様々な取組を進めています。

その取組の一つが、「浜松グリッド8」の構築です。この取組は、複数の公共施設を対象に、隣接する施設間で電気を融通する8つのマイクログリッド※を形成し、太陽光発電設備や省エネ設備の導入、エネルギーマネジメントシステムによる電力制御を行う自立分散型エネルギーシステムを構築し、運用するものです。これにより、エネルギーの効率的利用と地域のレジリエンス向上を同時に実現することが期待されています。

※ マイクログリッド

平常時は域内の電力需給の状況を把握し、災害時等による大規模停電時には自立して電力を供給できるエネルギーシステムのこと。



浜松グリッド8の概要

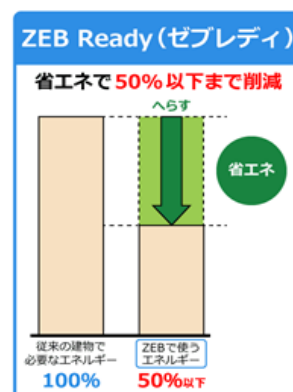
（「令和5年度浜松市カーボンニュートラル推進計画」より）

4 区の率先行動

区民・事業者とともに、豊かな暮らしを支える積極的な環境配慮の取組を進めていくために、引き続き、区の率先行動を進めます。

● 区施設のZEB化を含めたゼロエミッション化

- ・ 板橋区環境マネジメントシステムにおける「板橋区公共施設 省エネルギー・環境配慮設備等導入基準」に基づき、区施設に係る環境に配慮した計画及び設計等によりゼロエミッション化を推進していきます。
- ・ その中で、国の建築物に係る省エネ性能引き上げの動向を鑑み、区施設のZEB化及びZEH化（太陽光発電システムの適用を含む）を推進していきます。庁舎及び学校等の新築・改築においては、ZEB Ready（10,000 m²以上の建物は ZEB Oriented）基準以上の施設整備を行うほか、全面改修（長寿命化改修を含む）を行う施設についても積極的にZEB化を推進していきます。
- ・ その他の施設においても、高断熱化、LED化、高効率空調機器の導入、電力以外のエネルギーの脱炭素化に向けた検討など、利用可能な技術を活用し、温室効果ガス（CO₂）削減を図っていきます。



ZEB Ready の考え方

● 庁内プラスチック・スマートの推進

- ・ プラスチック・スマートは、製造や焼却の過程で発生する二酸化炭素が地球温暖化にも影響を与えているプラスチック製品の使用抑制を図ることを目的とした取組です。区役所において、マイボトルの推進（ウォーターサーバーの設置）などに取り組みます。

区役所本庁舎に設置したウォーターサーバー



● 区の環境改善活動の推進

- ・ 区が、事業者として、環境方針の実現に向けた活動を、計画・実施・評価・改善していく仕組みである板橋区環境マネジメントシステムに基づき、課題解決を踏まえ、環境改善活動の向上を図ります。

(5) 各主体の取組

区民の取組



- ・ 可能な範囲で、電気及びガスのエネルギー使用量の削減に取り組めます。
- ・ 家電や給湯器などのエネルギー機器の更新時に、省エネルギー性能の高い機器への買い替えを積極的に進めます。
- ・ 再生可能エネルギー電力への切り替え導入や、災害時の活用を考慮した太陽光発電などの再生可能エネルギー設備、蓄電池などの導入を積極的に進めます。
- ・ 住宅の改築等に際し、Z E H化や断熱性能向上など、環境性能の高い住宅となるように努めます。
- ・ 自家用車に過度に頼らない多様な移動手段の利用に努めます。

事業者の取組



- ・ 可能な範囲で、電気及びガスのエネルギー使用量の削減に取り組めます。
- ・ エネルギー機器の更新時に、省エネルギー性能の高い機器への買い替えを積極的に進めます。
- ・ 再生可能エネルギー電力への切り替え導入や、太陽光発電などの再生可能エネルギー設備、蓄電池の導入を積極的に進めるとともに、災害時の活用を考慮した停電対応型コージェネレーションなどの導入を検討します。
- ・ 建物の新築・改築等に際し、Z E B化・Z E H化や断熱性能向上など、環境性能の高い建築物となるように努めます。

区の取組



- ・ 区施設の電気及びガスのエネルギー使用量の削減に取り組めます。
- ・ 区施設のZ E B化・Z E H化（太陽光発電システムの適用を含む）、照明設備のL E D化など、ゼロエミッション化を進めます。
- ・ 区施設における再生可能エネルギー100%電力への切り替え導入を推進します。
- ・ 環境マネジメントシステムに基づく環境改善活動の向上を図ります。
- ・ まちづくりと連携した環境負荷を低減する取組を推進します。



エネルギーのさらなる脱炭素化を実現する“次世代エネルギー”

2040 年に向けては、電化が困難であるなど、脱炭素化が難しい分野においても脱炭素化を推進していくことが求められています。その中で、着目されているのが、次世代エネルギーです。燃料電池自動車に用いられる水素をはじめ、合成メタン（e-methane）、アンモニア、合成燃料（e-fuel）など実用化に向けた技術開発が進んでいます。

水素

- ・ 電気を使って水から取り出すことができるほか、石油や天然ガスなどの化石燃料、メタノールやエタノール、下水汚泥、廃プラスチックなど、さまざまな資源からつくることができる。
- ・ 酸素と結びつけることで発電したり、燃焼させて熱エネルギーとして利用することができ、その際にCO₂を排出しないことからエネルギーの脱炭素化に寄与する。

合成メタン (e-methane)

- ・ 水素とCO₂から合成（メタネーション）されるメタン。
- ・ 排ガス等から回収したCO₂を原料として再利用するため、燃焼時に大気中のCO₂は実質的に増えない。また、再生可能エネルギー等を利用して製造した水素を用いることで、カーボンニュートラルなエネルギーとなる。
- ・ 天然ガスとほぼ同じ成分であるため、既存のインフラ等を利用でき、ガスの円滑な脱炭素に寄与する。

アンモニア

- ・ 水素（H）と窒素（N）で構成され、燃焼時にCO₂を排出しない。
- ・ アンモニアだけをエネルギー源とした発電を視野に入れた技術開発が進められている。
- ・ 石炭火力発電に混ぜて燃やす（混焼する）ことでもCO₂の排出量を抑えることが可能であり、実証実験が進められている。

合成燃料 (e-fuel)

- ・ 水素とCO₂を合成して製造される燃料。
- ・ 合成メタンと同じく、排ガス等から回収したCO₂と、再生可能エネルギー等を利用して製造した水素を用いることで、カーボンニュートラルなエネルギーとなる。
- ・ 動力源を電気・水素エネルギーに転換させることが難しい大型車や航空機などの燃料としての活用が期待されている。

基本目標2

包含する計画 地域気候変動適応計画

気候変動に備え **地球に適応** するまち

熱中症対策・水害対策等に取り組み、安心して暮らせるまちづくりをめざします。

(1) 現状と課題

【これまでの変化】年平均気温が上昇傾向

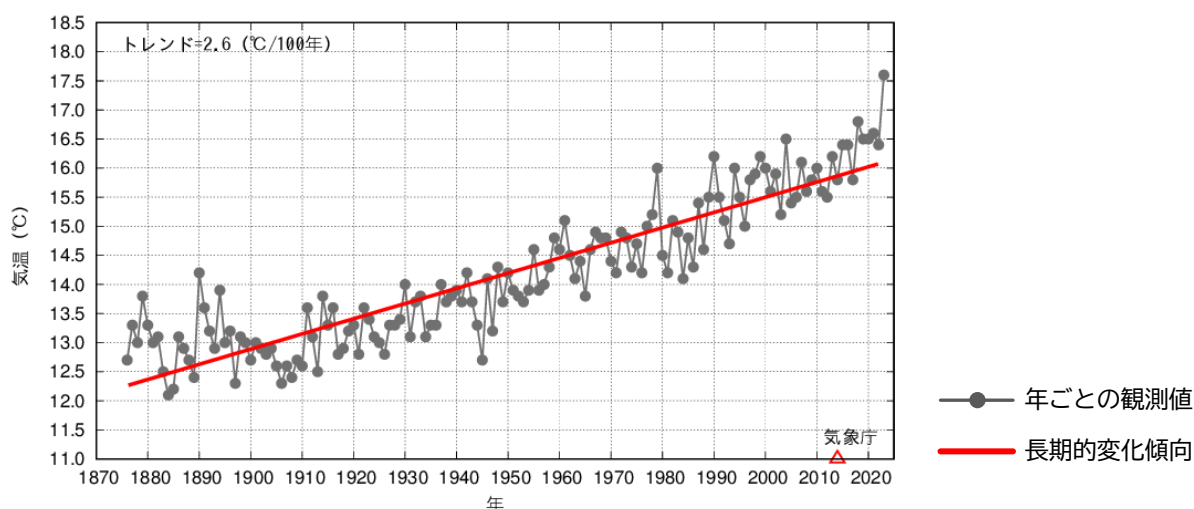
【将来の変化予測】気温は現在よりも上昇、真夏日・猛暑日・熱帯夜、短時間強雨が増加する予測

●これまでの変化

板橋区を含む東京都の年平均気温は上昇傾向にあり、真夏日、猛暑日、熱帯夜も増加傾向にあります。

雨の降り方についても、関東甲信地方において1時間降水量50mm以上の回数に増加傾向が現れています。

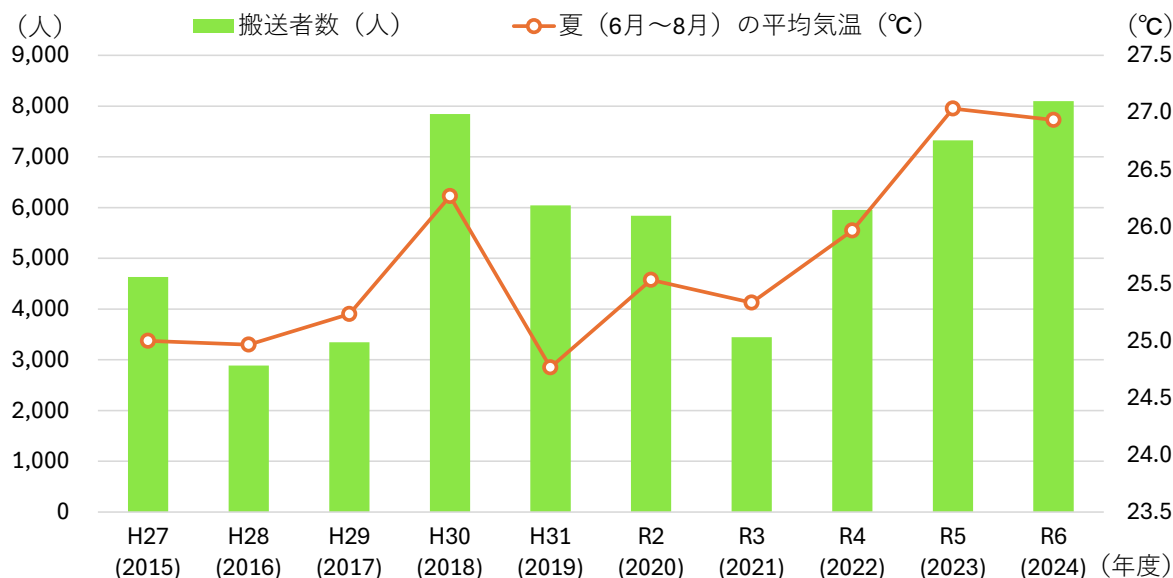
また、昭和55（1980）年から令和元（2019）年までの40年間の観測データによると、太平洋側の地域に接近する台風の接近数が増加傾向にあります。加えて、強い強度の台風の接近頻度が増えているとともに、移動速度が遅くなっており、台風による影響時間が長くなっています。



東京の年平均気温（1876-2023年）

（気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）（気象庁作成，[<https://adaptation-platform.nies.go.jp/data/jma-obs/index.html>]] より）

板橋区を含む東京都における熱中症による救急搬送人員は、令和6（2024）年度に約8,000人となっており、過去最多を記録しました。



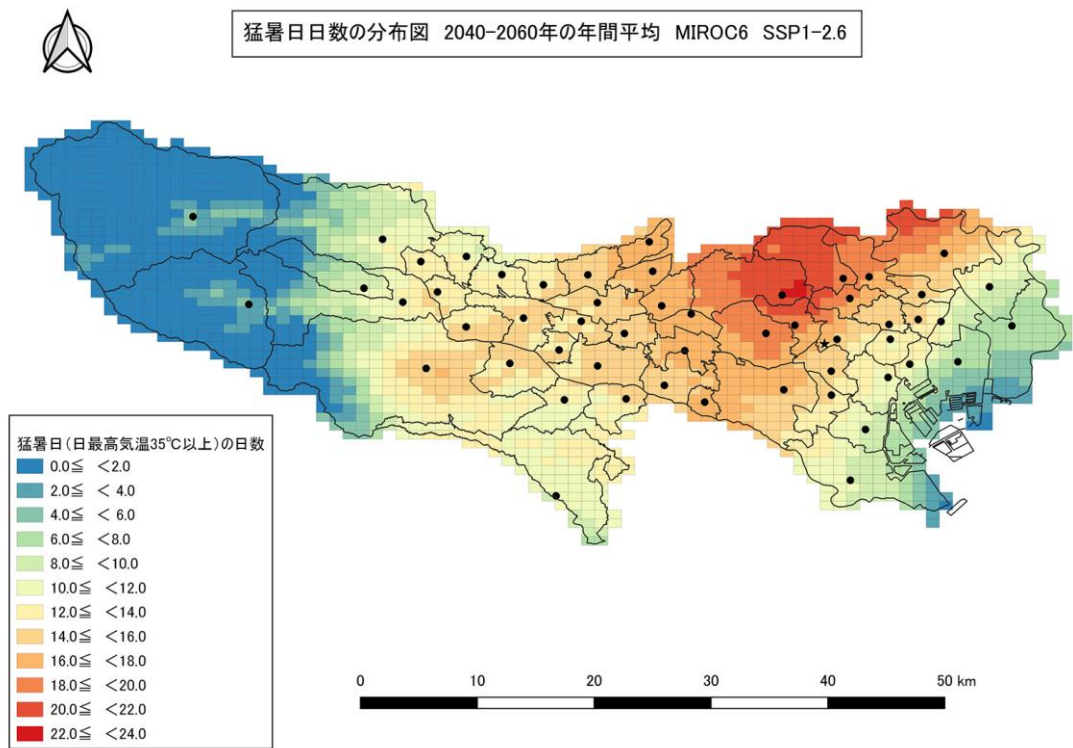
東京都における熱中症による救急搬送者数の推移

（総務省「熱中症情報 過去のデータ一覧（平成27年～令和6年）」及び気象庁「東京（東京都）日平均気温の月平均値（℃）」を基に作成）

●将来の変化予測

現在よりも気温が上昇すると予測されており、真夏日、猛暑日、熱帯夜も増加すると予測されています。気象庁等が行ったシミュレーションでは、現時点を超える地球温暖化対策が行われなかったケースでは、21世紀末に猛暑日が30日程度増加するという結果が示されています。これらの変化は、熱中症発症リスクの増加をはじめ、睡眠の質の低下やだるさ、疲労感などの身体機能の低下や心身ストレスなど、健康に広く影響することが懸念されています。

また、短時間強雨の増加、個々の短時間強雨の深刻化や、台風に伴う降水量の増加も予測されています。その影響として、浸水被害の甚大化や頻発化が想定されます。



猛暑日日数の分布図（2040-2060 年の年間平均）

（東京都気候変動適応センターホームページより）

21 世紀末の猛暑日や熱帯夜などの変化

	2℃上昇シナリオ	4℃上昇シナリオ
猛暑日	約 8 日増加 ↑	約 30 日増加 ↑
熱帯夜	約 21 日増加 ↑	約 62 日増加 ↑
1 時間降水量 50mm 以上の 年間発生回数（関東甲信地方）	約 1.9 倍に増加 ↑	約 3.5 倍に増加 ↑
年間で雨の降らない日 （関東甲信地方）	約 4 日増加 ↑	約 10 日増加 ↑

（東京管区気象台「東京都の気候変動」より）

◆課題

- ・ 気候変動については、緩和策は温室効果ガスの排出量抑制、適応策は熱中症対策と水害対策が主たる取組に該当します。
- ・ 適応策の熱中症対策と水害対策については、すでに各自治体で取組が進められているところですが、今後環境政策において気候変動対策を推進していくにあたっては、熱中症対策については環境部門と健康部門、水害対策については環境部門と災害対応部門が一層の連携を図って取り組む必要があります。
- ・ 気候変動の影響への適応は、新しい概念であることから、区民や事業者の理解を深めていくために、気候変動適応に関する情報発信や普及啓発を一層進めていく必要があります。

(2) 基本目標の達成に向けた施策

気候変動適応計画

① 気候変動に対応したライフスタイルの推進（熱中症対策等）

平均気温の上昇に伴い懸念される熱中症をはじめとした健康リスクの増加など、気候変動による影響に対する区民・事業者の理解を醸成し、気候変動に対応したライフスタイルの実践を促します。

② 気候変動に対応した安心・安全なまちづくり（風水害対策）

気候変動の影響により、短時間強雨の増加や台風に伴う降水量の増加などが見込まれ、風水害のリスクが高まっています。風水害への日ごろからの備えを区民・事業者呼びかけ、対策を進めます。

(3) 施策の目標・指標

気候変動適応計画の目標（2050年めざすべき姿）

気候変動の影響によるリスクを最小化し、
安心して暮らせるまちを実現する

◆各施策の目標・指標

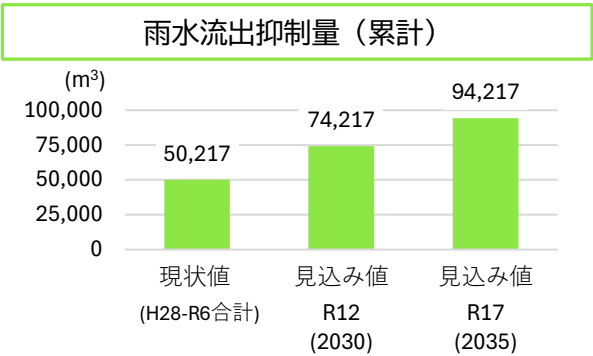
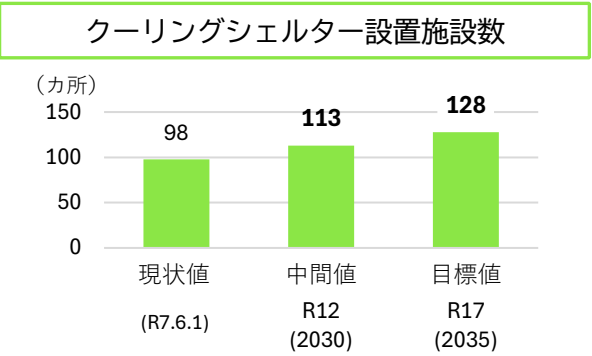
気候変動に関する「緩和」については、既出の「区域における温室効果ガス排出量」を把握します。

気候変動に対する「適応」については、気候変動が区民の健康に直接的な影響を及ぼしていることを示す「熱中症による救急搬送者数」を把握します。このほか、区民の健康と安全を守る視点から、熱中症対策として設置される「クーリングシェルター設置施設数」を、治水対策の一環としての雨水流出抑制施設の設置による「雨水流出抑制量」を把握します。

指標 ★=新しい指標	現状値	見込み 令和12(2030)年	見込み 令和17(2035)年
区内における 熱中症搬送者数	268人 令和6(2024)年度実績	減少	減少
指標	現状値	中間値 令和12(2030)年	目標値 令和17(2035)年
★クーリングシェルター 一設置施設数	98カ所 令和7(2025)年6月1日時点	113カ所	128カ所
指標	現状値	見込み値 令和12(2030)年	見込み値 令和17(2035)年
雨水流出抑制量 ^{※1} (累計)	50,217m ³ ^{※2}	74,217m ³	94,217m ³

※1 「板橋区雨水流出抑制施設設置指導要綱」に基づき設置した抑制施設の対策量の合計値（公共・民間合算）

※2 平成28年度から令和6年度までの実績の合計。5万m³の水は、約300m³の学校プールの約170杯分に当たる。



（４）各施策の取組内容

①気候変動に対応したライフスタイルの推進（熱中症対策等）

地球温暖化に伴い、国内の年平均気温が上昇し、国内における年平均気温は 100 年当たり 1.40℃の割合で上昇しています。令和 6（2024）年の国内平均気温は、明治 31（1898）年の統計開始以降、令和 5（2023）年を上回り最も高い値となりました（出典：気象庁「日本の年平均気温」）。

こうした夏季を中心とした暑さによる健康被害を防止する取組を推進していきます。

● 健康への影響に関する取組

- ・ 熱中症予防をはじめ、気温上昇による健康への影響とその予防、注意喚起などの普及啓発を、環境部門と健康部門が連携して進めていきます。
- ・ 区では、熱中症対策のために、夏季に区役所本庁舎をはじめとする区施設に「熱中症対策一時休憩所」を設置し、区民の外出時などの休憩に利用いただきます。熱中症特別警戒アラートが発表された場合には、「クーリングシェルター」として開放します。また、板橋区薬剤師会と協定を締結し、区内一部薬局に、「熱中症一時休憩所・クーリングシェルター」を設置しています。今後、薬剤師会等の事業者と連携し、「クーリングシェルター」を拡充していきます。
- ・ 「クーリングシェルター」において給水設備が設置されていない区施設に、順次「ウォーターサーバー」を設置し、対策の充実を図っていきます。



熱中症対策一時休憩所

②気候変動に対応した安心・安全なまちづくり（風水害対策）

局地的・短時間に多量の雨が降る集中豪雨による河川の氾濫や道路冠水、浸水被害といったリスクの増加に備えるため、「板橋区地域防災計画（令和5年度改定）」に定めた水害予防対策、災害応急・復旧対策に沿ってリスクに備える取組を進めます。

また、降った雨をタンクに貯めることで、雨水が一挙に下水道に流れ込むのを緩和し、都市型水害を軽減させる雨水の貯留や浸透の推進を進めます。

● 風水害のリスクへの備え

- ・ 区民が水害リスクを認識し、避難行動について考えるための情報提供を目的に、洪水が発生した際に浸水が想定される区域や避難所などを示した「板橋区洪水ハザードマップ」のほか、避難情報や気象情報を配信する「板橋区防災メール配信システム」、防災情報に特化した「いたばし防災^{プラス}ポータル」・「いたばし防災^{プラス}アプリ」を通じた情報発信を行います。
- ・ 水害を防ぐため区民ができる対策と区が取組について、区ホームページ等で情報発信（呼びかけ）を行っています。

● 雨水の貯留や浸透の推進

- ・ 降雨による水害の防止・軽減並びに都市環境の向上を図るため、一定規模以上の敷地に建築物などを建設される場合に、雨水の一時貯留や浸透施設の設置を促していきます。
- ・ 水資源の循環の適正化の観点で踏まえ、雨水貯留タンク設置費補助制度を実施し、雨水浸透及び設備の普及を図っていきます。



自然環境が持つ多様な機能を活かすまちづくり “グリーンインフラ”

「グリーンインフラ」とは、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりを進める取組です。

例えば公園や街路樹などのみどりは、うるおいや安らぎを感じられる景観をつくるだけでなく、緑陰によって暑さを和らげたり、生き物に生息・生育場所を提供したりします。特に近年は気候変動の影響で、局地的な豪雨による都市型水害が頻発していることから、雨水を一時的に貯めたり地中に浸透させたりする機能を持った「雨庭（レインガーデン）」への関心が高まっています。

自然と共生するグリーンインフラは、環境にやさしく、災害に強い、持続可能なまちづくりの取組として、ますます重要性を増しています。



雨庭の例（京都市内）

(5) 各主体の取組

区民の取組



- ・ こまめな水分補給や適切な冷房、「熱中症対策一時休憩所」等の利用をはじめ涼しい場所での休憩などにより、熱中症予防に努めます。
- ・ 風水害に備え、平時から避難所や避難経路などの把握に努めます。

事業者の取組



- ・ 気候変動が事業活動に与える影響を把握し、従業員等の熱中症予防対策や、風水害への備えをはじめとした対策を講じます。

区の取組



- ・ 気候変動の影響や適応策などにより（熱中症に関する注意喚起、熱中症警戒アラートの情報提供）、区民・事業者の取組を促進します。
- ・ 区施設を活用した熱中症予防策に取り組みます（熱中症対策一時休憩所及びクーリングシェルターの設置）。
- ・ 「板橋区地域防災計画（令和5年度改定）」に定めた水害予防対策、災害応急・復旧対策に沿ってリスクに備える取組を進めます。

基本目標3

資源を大切にする **循環** のまち

環境と経済のバランスに配慮した循環のまちをめざします。

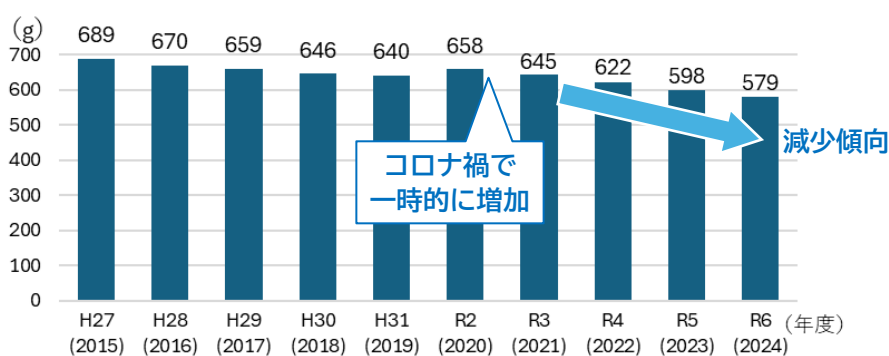
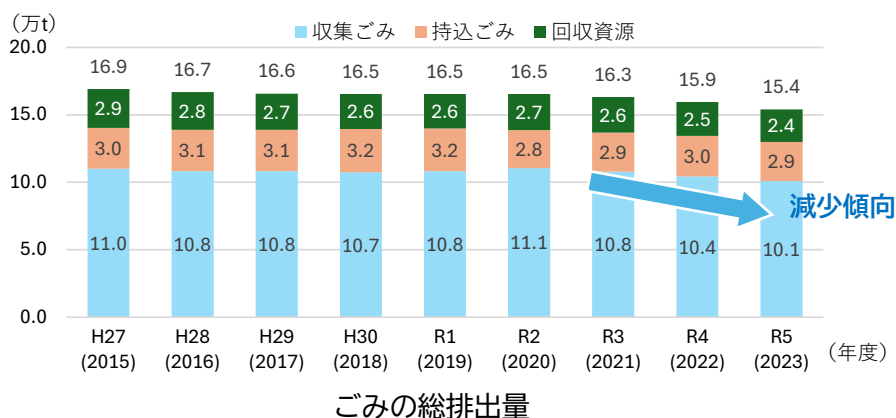
(1) 現状と課題

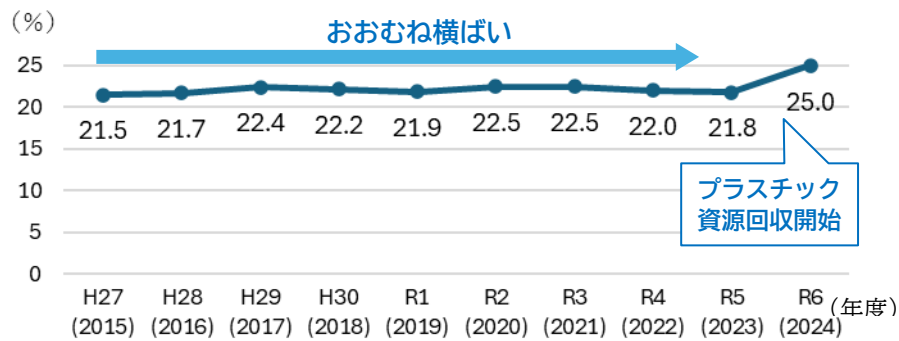
ごみの総排出量、区民一人当たりの一日のごみ排出量は減少傾向

区内のごみの総排出量は、減少の状況にあります。

区民一人当たりの一日のごみ排出量を見ると、コロナ禍による生活様式の変化で令和2(2020)年度に一時的な増加がみられたものの、その後再び減少に転じ、着実に減少しています。

「板橋かたつむり運動」の推進をはじめ、資源回収の取組も活発に行われている中で、デジタル化の進展による新聞・雑誌類の減少など、ごみの排出状況が変化していることなどを背景に、リサイクル率は令和5(2023)年度までおおむね横ばいで推移していましたが、令和6(2024)年度については、同年4月から区内全域に拡大したプラスチックの資源回収開始に伴い上昇しました。





リサイクル率※

※ 資源化量（中間処理後の資源化量を含む）÷ ごみ総排出量（回収資源を含む）

◆課題

- ・ ごみの排出量を減らし、リサイクル率を上げていくためには、区民や事業者に対し、資源とごみの適切な分け方・出し方の周知を継続的に行うとともに、資源循環に関する意識を高め、行動変容に繋げるための啓発が必要です。
- ・ 食品ロスなど、ごみや資源のうち特定の種類に焦点をあて、特に進めていくことで、区民や事業者が取り組みやすくする工夫が必要です。

（２）基本目標の達成に向けた施策

① 区民生活における３Ｒの推進

「板橋かたつむり運動」を中心に、「ごみになるものは買わない・もらわない（リデュース）」「ものを大切にくりかえし何度も使う（リユース）」「資源になるものは分けて出す（リサイクル）」の３Ｒを推進します。

② ごみの発生抑制・資源循環の推進

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行に向け、生産、流通、消費に関わる様々な主体が協力して、ごみの発生抑制・資源循環に取り組むことを後押ししていきます。

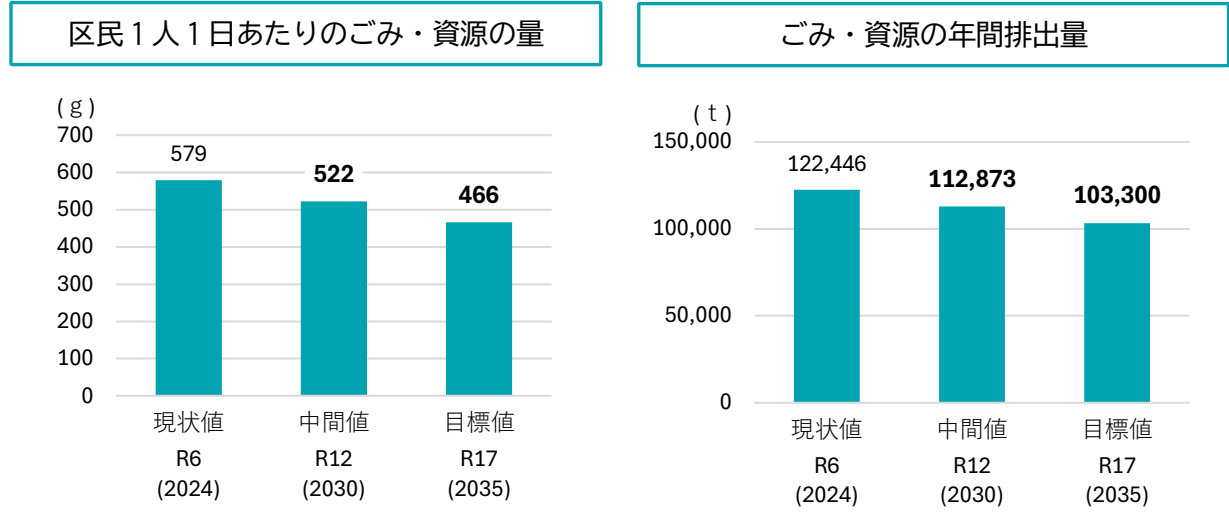
(3) 施策の目標・指標

◆各施策の目標・指標

人口の変動に左右されず、一人ひとりのごみの排出抑制（リデュース）や再使用（リユース）の取組成果を示す指標として「1人1日当たりごみ・資源の量」を把握します。

また、人口が増加してもごみ・資源は増やさないという考えに基づき「ごみ・資源の年間総排出量」を把握します。

指標 ★=新しい指標	現状値 令和6（2024）年度	中間値 令和12（2030）年	目標値 令和17（2035）年
区民1人1日あたりのごみ・資源量	579 g	522 g	466 g
★ごみ・資源の年間排出量	122,446 t	112,873 t	103,300 t



(4) 各施策の取組内容

① 区民生活における３Ｒの推進

「板橋かたつむり運動」の展開、ごみの削減や排出ルールに関する普及啓発などを通じ、区民生活における３Ｒを推進していきます。

発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）を推進し、それでも排出される不要なものは可能な限り再生利用（リサイクル）することで、環境負荷の低減を図っていきます。

● ごみの削減や排出ルールに関する普及啓発

- 多様な区民像、事業者に対応した情報発信・普及啓発により、ごみの減量・リサイクルの促進に取り組む意識を醸成し、行動を促進するとともに、消費やライフスタイル、事業活動の転換を促していきます。



ごみを減らすための合言葉
「かたつむりのおやくそく」

② ごみの発生抑制・資源循環の推進

循環経済（サーキュラーエコノミー）を見据え、食品ロスなどごみの削減に関わる個別課題への対応を進めていくとともに、生産、流通、消費に関わる主体が協力してごみの発生抑制・再資源化に取り組む活動を促進していきます。

● ごみ減量・資源化の促進

- ごみとなるものを減らし、資源として有効活用していくため、ごみと資源の分別の徹底を区民に呼び掛けていくとともに、区の拠点施設等における資源回収、区民・事業者による集団回収を促進していきます。
- 社会課題の一つとなっている食品ロスの削減に向け、食品ロスに関する正しい理解の促進、冷蔵庫のストックチェック等の食品ロス削減行動の習慣化に向けた情報提供、普及啓発に取り組みます。



フードドライブ

● 資源循環の推進

- ・ プラスチック、古紙類の資源回収について、回収量の動向を踏まえ、適切な分別のための普及啓発、再資源化の取組を進めます。
- ・ リサイクルプラザにおいて、家具などの再利用促進、資源回収の促進につながる普及啓発を進めます。

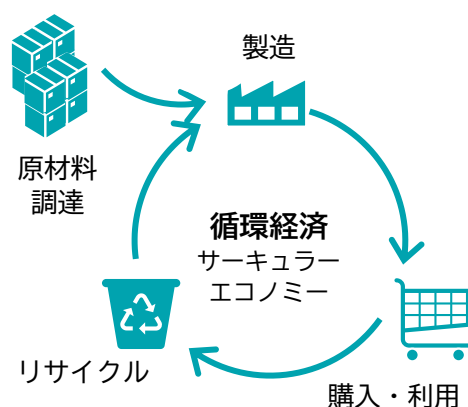


無駄になるものを減らして付加価値を高める

“循環経済（サーキュラーエコノミー）”

従来の経済システムは、大量生産から大量消費、大量廃棄への一方通行で、資源や環境に大きな負荷をかけてきました。

循環経済（サーキュラーエコノミー）は、生産段階から再利用などを視野に入れて設計し、新しい資源の使用や消費をできるだけ抑えるなど、あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、サービスや製品に最大限の付加価値をつけていくシステムです。これにより、持続可能な社会をつくるとともに、経済的にも成長していくことをめざすものです。



(5) 各主体の取組

区民の取組



- ・ 使い捨てをしない、必要以上のものを買わない、環境への負荷が少ない製品を選ぶなど、ごみとなるものを出さないライフスタイルを実践します。
- ・ 不用となったものを、再利用（リユース）品の売買（無償も含む）などを行う施設やサービスを利用して、他の人に譲る、中古品で良いものは積極的に中古品を利用するなど、再利用（リユース）に取り組めます。
- ・ 資源となるものがリサイクルされるよう、資源とごみの分別を徹底します。

事業者の取組



- ・ 事業活動で生じるごみを減らすとともに、事業系ごみの排出ルールを守ります。
- ・ 資源とごみの分別を徹底し、資源化を図ります。
- ・ 生産・流通・販売時の過剰な包装を控える、量り売りを進める、再生利用しやすい製品を設計・製造するなど、消費者の選択肢を広げ、ごみの発生抑制・資源循環につながる取組を進めます。

区の取組

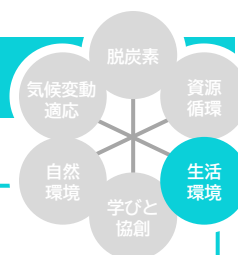


- ・ 循環型社会形成推進に関する情報発信などにより、区民、事業者の取組を促進します。
- ・ 一事業者として、区役所のあらゆる活動を通じて、ごみの発生抑制、再利用、資源とごみの分別、環境への負荷が少ない製品の購入に取り組めます。

基本目標4



きれいな空気・水・クリーンな住環境を感じる
安心・健康のまち



きれいな空気、清らかな水、きれいな街（美化）を感じられる安心で健康な生活環境をめざします。

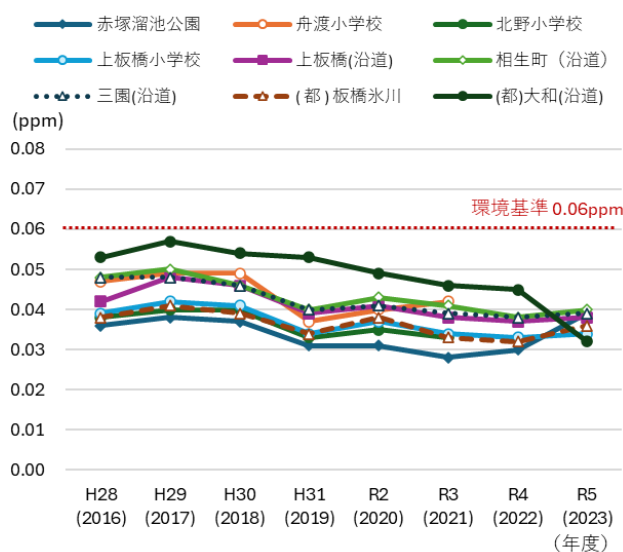
(1) 現状と課題

大気環境、河川の水質とも概ね良好な状態を維持
道路交通、建設作業等からの騒音が課題

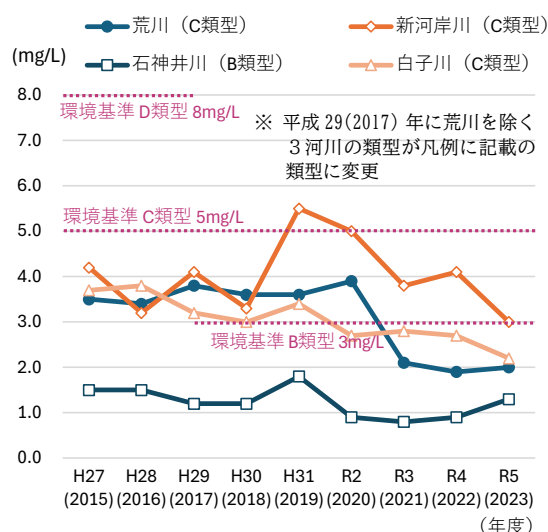
区内の大気環境は、光化学スモッグの要因となるオキシダントを除き、全ての項目で環境基準を達成しており、二酸化窒素などの汚染物質の濃度も年々低下傾向にあります。区内4河川の水質についても、生活環境項目のうち一部を除き環境基準を達成しています。

一方、道路交通による騒音の環境基準達成率は8割前後で推移しており、未達成の地点がある状況にあります。

また、公害苦情の受付件数をみると、建設作業から発生する騒音に関するものが多く、年間100件以上で推移しています。

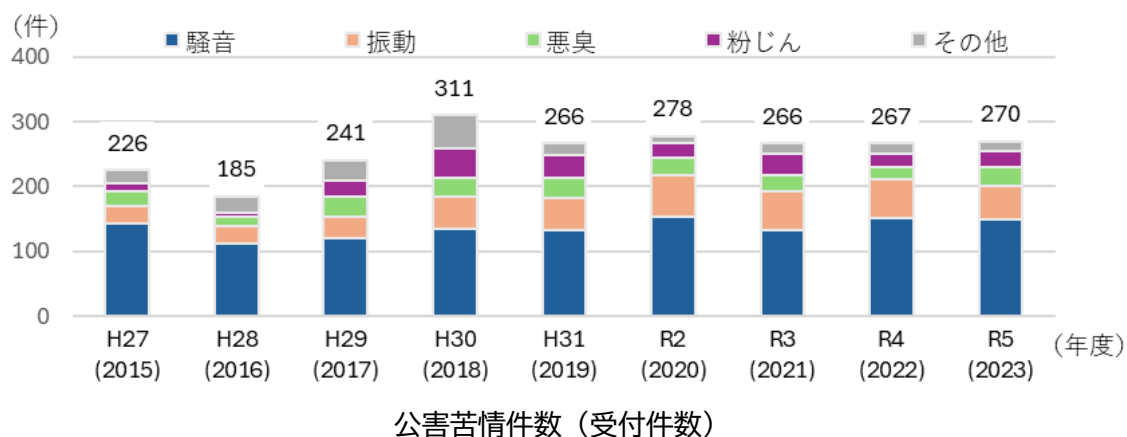


【大気】二酸化窒素濃度（98%値）



【水質】河川のBOD※75%値

※ 生物化学的酸素要求量（水中の有機物の代表的な汚染指標）



◆課題

- ・ 板橋区では、大気環境の保全、水・土壌環境の保全、騒音・振動、悪臭などの公害に対する監視・指導、及び測定等の公害規制を行い、公害対策の措置や未然防止にあたっていますが、事業者による公害関係法令の遵守及び公害対策の徹底を図るため、普及及び啓発（情報提供）を高める必要があります。
- ・ 区内の大気や水をはじめとした生活環境に関する情報について、区民等にわかりやすい情報提供を行っていく必要があります。

(2) 基本目標の達成に向けた施策

① 良好な生活環境の確保

安心・安全な生活を支える生活環境を維持していくため、都市型公害への対策、大気環境の保全に取り組みます。

② まちの美化の推進

地域と連携した美化活動、路上での喫煙マナーの普及啓発などにより、清潔で美しいまち、快適に過ごせるまちをつくっていきます。

(3) 施策の目標・指標

◆各施策の目標・指標

区民の安心・健康の生活を支える大気や騒音に関し確保すべき状態として、「大気汚染物質の環境基準の達成率」と「自動車騒音の環境基準の達成率」を把握します。

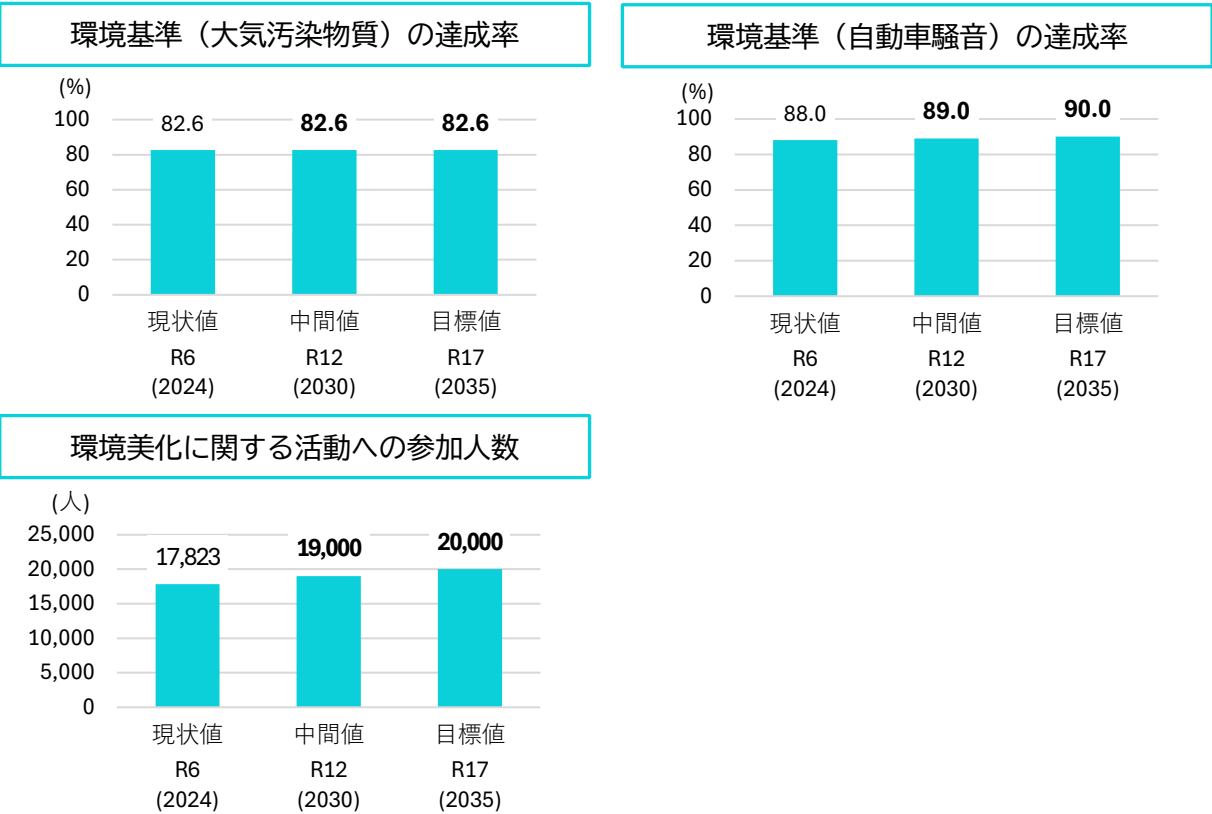
「自動車騒音の環境基準の達成率」は、東京都全体の達成率を超える状況を維持しており、今後も達成率のさらなる向上を図り、生活環境を保全していきます。

上記の大気・騒音のほか、水（水質）については、後述（基本目標5）の「河川（石神井川）の水質の環境基準の達成率」を把握します。

また、まちの美化に対する取組の広がりを示す指標として「環境美化に関する活動への参加人数」を把握します。

指標 ★=新しい指標	現状値 令和6（2024）年度	中間値 令和12（2030）年	目標値 令和17（2035）年
★環境基準（大気汚染物質）の達成率※	82.6 %	82.6 %	82.6 %
環境基準（自動車騒音）の達成率	88.0 %	89.0 %	90.0 %
★環境美化に関する活動への参加人数	17,823 人	19,000 人	20,000 人

※ 区では、浮遊粒子状物質や窒素化合物、オキシダントなど6つの大気汚染物質を測定しており、全物質の環境基準を達成した割合となります。オキシダントは、2023年度の全国の環境基準の達成率が、一般環境大気測定局0.1%、自動車排出ガス測定局0%となっており（令和7年版環境・循環型社会・生物多様性白書）、当該現状を踏まえた達成率の目標を設定しています。



(4) 各施策の取組内容

① 良好な生活環境の確保

環境に配慮し、幸せを実感することができるまちづくり（環境まちづくり）をめざしていく上で、安心・安全な生活を支える生活環境を維持していくため、騒音や振動等の都市型公害への対策、大気環境や河川の水質等の保全に取り組みます。

● 公害関係法令に基づく対策

- ・ 法令等に基づき、土壌汚染対策、工場等の設置や建設作業等の騒音・振動防止対策、アスベスト対策に関する規制、指導を行います。

● 大気汚染対策

- ・ 大気汚染を監視し、工場・事業場等の「固定発生源」に対する法令に基づく規制・指導、自動車等の「移動発生源」への対策としてのZEV※の普及、塗料や接着剤等の「工場等事業場からの発生源」への対策となる低VOC※に関する普及啓発を進めます。

● 騒音、振動への対策

- ・ 自動車騒音等の環境監視を継続し、調査結果を区ホームページや環境白書を通じて区民に情報提供します。
- ・ 生活騒音・振動等に関する苦情相談に着実に対応するとともに、講習会等を通じ事業者周辺環境への配慮を促していきます。

● 河川の水質及び地下水・湧水の保全

- ・ 河川の水質汚濁状況、地下水の水質及び湧水量を調査し、調査結果を区ホームページや環境白書を通じて区民に情報提供します。

②まちの美化の推進

清潔で美しいまちづくりに向けて、区民や事業者、団体の行う環境保全及び環境美化に関する活動を支援するとともに、環境保全及び環境美化に関する意識の啓発を推進していきます。

地域と連携した美化活動（クリーン作戦など）、歩きたばこなどの防止に向けた路上での喫煙マナーの普及啓発などにより、暮らし、訪れるあらゆる人にとって快適に過ごせるまちづくりをめざします。

● 地域と連携した美化活動の普及促進

- ・ エコポリス板橋環境行動会議が主催し、板橋クリーン作戦、ポイ捨て防止キャンペーン等を通じ、区民や事業者、団体の行う環境保全及び環境美化に関する活動を支援するとともに、環境保全及び環境美化に関する意識の啓発を推進していきます。



クリーン作戦の様子

● 喫煙マナーの促進について

- ・ 駅頭キャンペーン、喫煙マナー指導員による呼びかけ、標示物（看板やステッカー）の配布、路上ペイント、電柱看板などを通じて喫煙マナーの向上を図り、歩きたばこやポイ捨てを防止し、まちの美化を維持していきます。



歩きたばこ・ポイ捨て禁止を
呼びかける看板の例

(5) 各主体の取組

区民の取組



- ・ 日常生活で発生する音や臭い等について、近隣に配慮するなど協調に努めます。
- ・ ごみやたばこの吸い殻のポイ捨てをしないなど、マナーを守ります。
- ・ 地域の美化活動に積極的に参加します。

事業者の取組



- ・ 公害関係法令を遵守します。
- ・ 事業活動が周囲に与える影響（騒音・悪臭）に注意を払い、近隣住民の生活環境に配慮します（地域との協調に努め、問題解決を図ります）。
- ・ 工場等事業者、建設・不動産事業者等は、近隣住民への事前の適切な情報提供、苦情発生後の丁寧な話し合い等により、苦情トラブルの防止及びコミュニケーションによる解決に努めます。
- ・ 地域の美化活動に積極的に参加します。

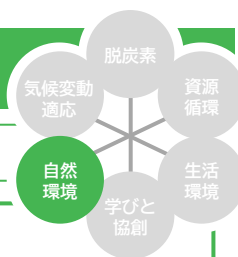
区の取組



- ・ 区施設及び区が実施する工事において、各種法令を遵守し、大気汚染の防止、騒音・振動の発生抑制、有害化学物質の適正管理等必要な対策を講じます。
- ・ 地域の美化活動に積極的に協力します。

基本目標5

包含する計画 生物多様性地域戦略



自然の恵みと共生し ネイチャーポジティブを実現するまち

動植物等の生物と、それを支えるみどり（崖線のみどりや自然とふれあえる公園や農地、河川、湧水など）が調和する生物多様性への理解と体験を深めることで保全と活用の取組を活性化し、自然の恵みと共生しネイチャーポジティブを実現するまちをめざします。

（１）現状と課題

緑被率※は、平成 26（2014）年度以降、徐々に減少しているものの、湧水も多く残されているなど、多様なみどりの環境が存在

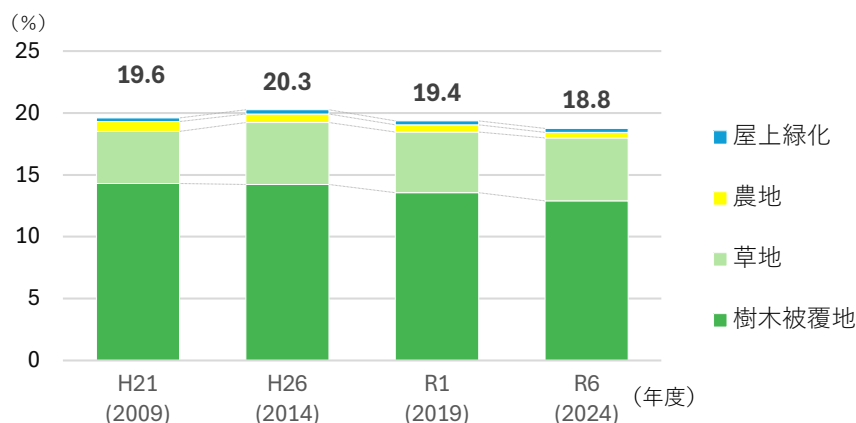
※緑被率：緑被地面積（樹木被覆地、草地、農地、屋上緑化）の区面積に占める割合

●みどりの分布

区内には、崖線上の樹林地と湧水、約 400 か所もの公園、台地上に残る農地、荒川・新河岸川・石神井川・白子川とその水辺など、多様なみどりの環境が存在しており、道路、斜面地に沿って帯状にみどりが連なっていることが特徴の一つとなっています。

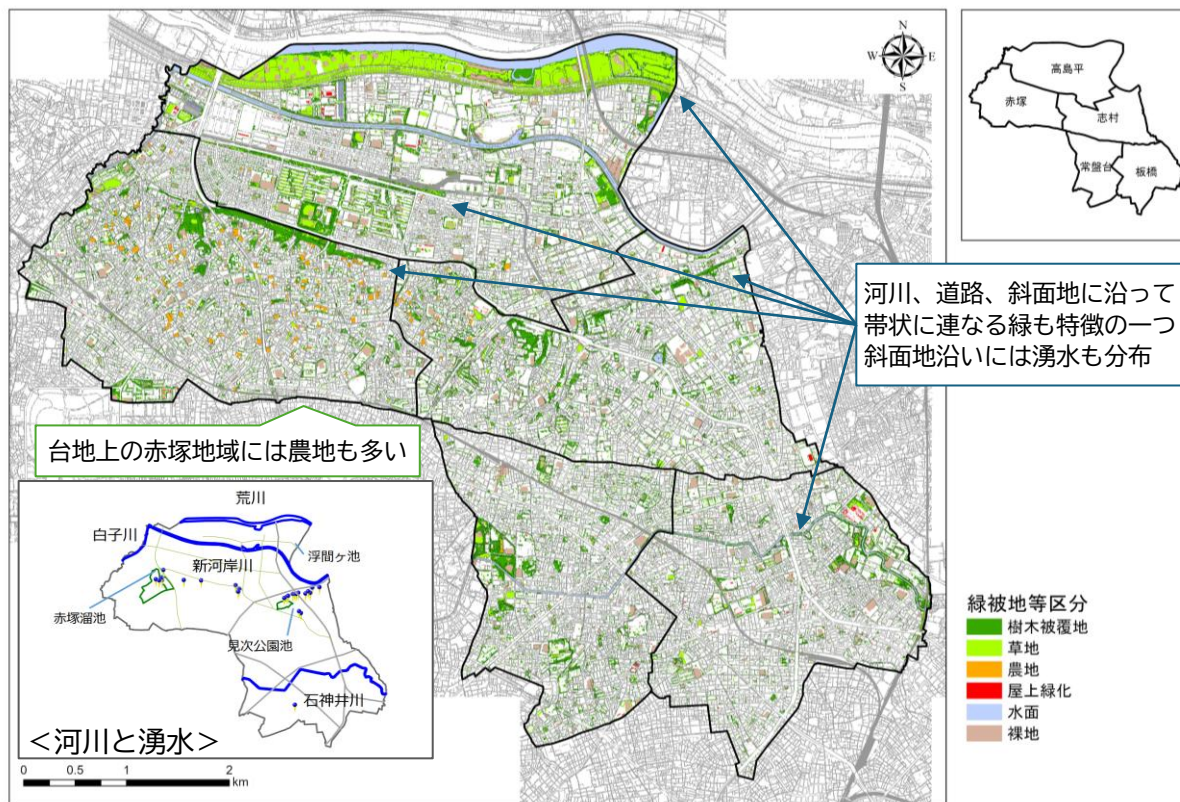
区内の緑被率（令和 6（2024）年度）は 18.8％と、平成 26（2014）年度からの 10 年間で 1.5 ポイント・約 48ha 減少しています。この減少は、建築に伴う緑被地面積の減少が主な要因となっています。

また、台地と低地の境に 30 か所もの湧水が現存していることも、板橋区の特徴の一つとなっています。



緑被率の推移

（「板橋区緑地・樹木の実態調査（XI）報告書」より）



この地図は東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT利許第06-119号)

緑被地の分布

(「板橋区緑地・樹木の実態調査 (XI) 報告書」より)

●生物多様性の特徴

多様な地形を背景に、台地（樹林地）・谷（河川）・低地（荒川沿い）の環境が混在し、多様な動植物が生息・生育しています。

令和6（2024）年度に既存資料及び既存調査結果を整理し、把握された動植物は2,114種（珪藻類含む植物880種、動物1,234種）に及び、生物多様性のポテンシャルが高い地域であることがわかりました。

また、同じく令和6（2024）年度に実施した区内12地点における現況調査の結果、植物相は774種、動物相は425種が確認され、台地上の樹林地、河川沿いの湿地、公園・緑地など、多様な生態系が存在し、それに適応した多様な動植物が生息・生育しています。一方で、生息環境は減少傾向であることは否定できず、特に湧水や湿地、その中間のエコトーン環境（異なる生態系が接する境界領域）の減少により、カエル類など、生活史にこのような環境を必要とする種が減少していました。また、外来種が増加し、在来種に影響を与えていることもわかりました。



区内で確認された重要種の例

(「板橋区生物多様性に関する基礎調査 令和6年度現地調査報告 (概要版)」より)

◆課題

- ・ 崖線に沿って残る樹林地や湧水、自然とふれあえる公園、河川（荒川、新河岸川、石神井川、白子川）と水辺に沿って形成されるみどりの空間は、生物の生息・生育、移動の場となり、地域の生物多様性を支えています。しかし、宅地化等による樹林地・湧水地・湿地の減少、緑地の分断化などによる生息・繁殖環境が悪化の傾向にあります。
- ・ 地域の自然資源の状況を継続的に把握し、維持していくことは、これまでと変わらず必要な取組ですが、加えて地域全体で自然環境を保全していく風土を醸成していくことが重要です。
- ・ 区民等が、地域の自然環境を知り、体験し、ひいては守るといったステップを踏まえ、環境教育・環境学習と連携して、地域の自然環境（の資源）について「知る（学ぶ）・体験する・活動する」機会を提供していくアプローチを検討していく必要があります。

（２）基本目標の達成に向けた施策

生物多様性地域戦略

① みどりや水環境の保全・活用

生物の生息・生育環境となり、生物多様性を支える区内のみどりや水環境を保全していくとともに、生物多様性を学ぶ場として活用していきます。

② 生物多様性の理解浸透とその恵みの持続的利用

区民一人ひとりが生物多様性と暮らしのつながりを理解し、自らの問題として取り組むための普及・啓発に取り組むとともに、地域の自然の恵み（価値）を身近に感じられるようにしていきます。

(3) 施策の目標・指標

生物多様性地域戦略の目標

あらゆる主体が連携して
生物多様性を支える自然を保全・活用し、
将来にわたって自然の恵みを利用する

◆各施策の目標・指標

豊かな緑や水の自然を保全・活用することで、人と多様な生きものの暮らしが成り立つため、「河川（石神井川）の水質の環境基準の達成率」と「区内の緑被率」を把握します。

また、生物多様性に関する区民の理解向上も重要であることから、「生物多様性に関する区民への浸透度」を把握します。

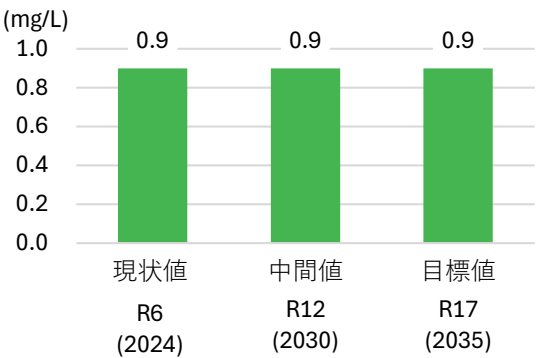
なお、生物多様性の保全に関する指標を補完するものとして、動植物種の状況（区内に生息・生育する動植物種数の状況）について、調査等を通して把握を深めていきます。

指標 ★＝新しい指標	現状値	中間値 令和 12（2030）年	目標値 令和 17（2035）年
環境基準（石神井川の水質）の達成 ^{※1}	0.9 mg/L 令和 6（2024）年度	0.9 mg/L	0.9 mg/L
緑被率	18.76% 令和 6（2024）年度	18.76%	18.76%
★生物多様性に関する区民への浸透度 ^{※2}	11.8 % 令和 7（2025）年度	25 %	30 %

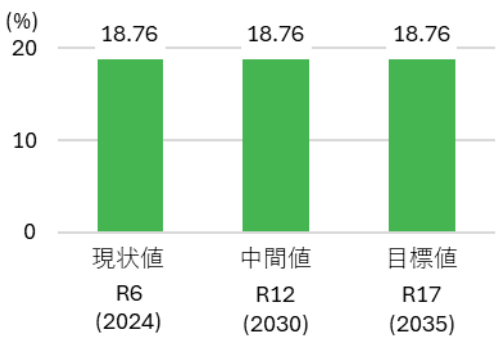
※1 石神井川の BOD 値：BOD（生物化学的酸素要求量）は、微生物が水中の有機物を分解するために必要とする酸素の量で、水質汚濁の重要な指標の一つです。一般的に、魚の生息には 5 mg/L 以下が望ましいとされています。石神井川の水質は 0.9 mg/L と非常に良好です。この数値は環境基準を大幅に下回っており、一般的な河川の上流部と同じくらいきれいな水質となっています。

※2 板橋区区民意識意向調査において、設問「環境のために現在取り組んでいること」の回答項目「生き物（動植物）を大切に活動の実施」に回答した割合。

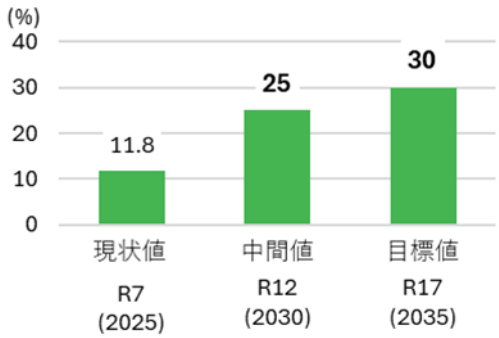
環境基準（石神井川の水質）の達成



緑被率



生物多様性に関する区民への浸透度



(4) 各施策の取組内容

① みどりや水環境の保全・活用

みどりや水は、私たちの豊かな生活と多様な生き物の生息・生育にとって欠かすことのできない大切なものです。

良好なみどりや水環境が存在している場所においては、生態系や生物多様性を支える自然を保全し、活用していく取組を推進していきます。

● 生物多様性を支える自然の保全と活用

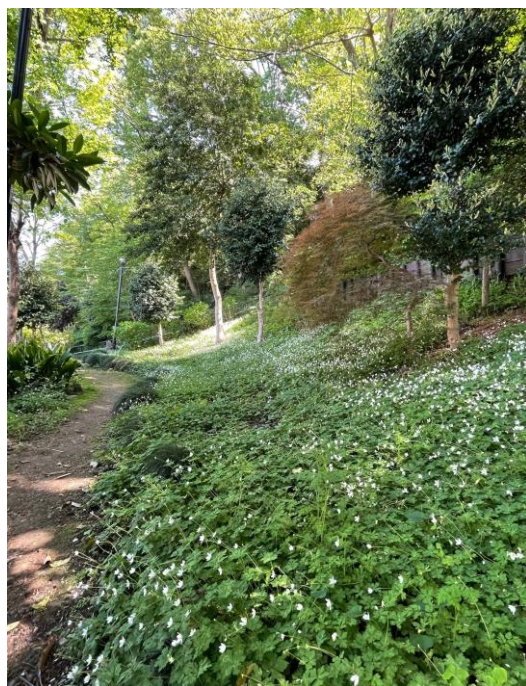
- ・ 水質の改善、湧水の保全、水循環の保全・回復に取り組み、多様な生物が生息・生育する水域や水辺の自然環境を保全していきます。
- ・ 生物の生息・生育の拠点や移動経路となる区内の樹林地をはじめとする緑の保全、公園の整備と管理に取り組むとともに、緑化の推進に引き続き取り組んでいきます。



板橋区(赤塚)の崖線

● 地域の生態系の保全

- ・ 地域の生態系を保全していくため、区の花ニリンソウなどの在来種をはじめとする生物の生息・生育状況の調査を行うとともに、生息・生育環境となるビオトープなどの保全に取り組み、生物多様性を学ぶ場として活用していきます。
- ・ みどりを生物の生息・生育環境としての視点から捉え、区特有の地形を活かした保全と質の向上のための環境整備を実施することで、みどりが持つ機能を向上させ、みどりと人の共生基盤の保全と形成を図ります。



小豆沢公園の崖線樹林地



区の花ニリンソウ



荒川と河川敷

②生物多様性の理解浸透とその恵みの持続的利用

人間の営みは、生物多様性から生み出される自然の恵み、多様な生物が関わり合う生態系に支えられています。生物多様性のもたらす恩恵を将来にわたり享受できるようにするため、私たち一人ひとりが、生物多様性を自分自身の問題として向き合い、取り組んでいくことができる人づくりを進めていきます。

地域の貴重な自然環境の資源であるみどりと水が織りなす景観は、まちの魅力と価値を高めてくれます。地域のみどりや水といった自然の恵み（価値）を、身近に感じることができる取組を推進していきます。

● 生物多様性の普及と啓発（学習）

- ・ 生物の生息・生育状況を把握しながら、自然の保全と活用、地域固有の生物の保全などの取組を進めていくため、生物多様性、自然環境に関する調査を継続的に実施していきます。
- ・ 環境団体と連携し、生物多様性に対する理解を醸成し、行動へとつなげていくための普及啓発、学習・体験機会の創出に取り組みます。
- ・ 熱帯環境植物館、エコポリスセンター、リサイクルプラザや生物生態園を活用して、生物多様性を学ぶ機会をつくっていきます。



生物生態園

● 地域の自然に親しみ育む場・機会づくり

- ・ 区内のみどり豊かな環境をめぐるツアーなど、地域の自然の価値・魅力を顕在化させ、体験できる機会をつくり、緑を楽しむライフスタイルを広げていきます。
- ・ 荒川河川敷における「かわまちづくり」の取組などを通じて、水辺空間の活用、区民に親しまれる場・機会をつくり、親水スポットにおける魅力向上を図ります。



緑のガイドツアー



見次公園

(5) 各主体の取組

区民の取組



- ・ 地域の自然や身近な生きものに関心を持ち、自然や生物多様性について体験・学習できる場（赤塚植物園、熱帯環境植物館など）や、機会（自然観察イベントなど）を積極的に活用します。
- ・ 庭やベランダで花や緑を育て、（生きものの生息に寄与する）身近な緑を増やします。
- ・ 生態系に悪影響を及ぼすおそれのある外来種を「入れない」「捨てない（逃がさない、放さない）」「拡げない（増やさない）」の三原則を守ります。
- ・ 生物多様性に配慮した製品を積極的に選択します。

事業者の取組



- ・ 事業所敷地内の緑の保全、敷地・建物の緑化を図るとともに、雨水の貯留・浸透機能の確保に積極的に取り組みます。
- ・ 緑化を行う際には、地域の生態系に配慮して在来種の利用や植栽の目的に応じた植栽材料を適切に使用します。
- ・ 生物多様性に配慮した製品を積極的に選択します。

区の取組



- ・ 生物多様性について、学び、体験し、親しむ機会・場づくりに取り組みます。
- ・ 区内の生物多様性の現状を把握するため、生物多様性に関する調査を定期的に行い、調査結果を公表し、環境学習の場などを通じて区民への理解促進・行動変容を図っていきます。
- ・ 区施設敷地内の緑の保全、敷地・建物の緑化、雨水の貯留・浸透機能の確保に取り組みます。
- ・ 緑化を行う際には、地域の生態系に配慮して在来種を積極的に利用するとともに、植栽の目的に応じて植栽材料を適切に使用します。
- ・ 生物多様性に配慮した製品を積極的に選択します。



消費の選択で環境を守る “生物多様性に配慮した製品”

食品はもとより、私たちの身の回りにある衣類、文具、家具などの日用品には、生物資源を原材料とするものが数多くあります。これらを購入する際に、価格や品質だけでなく、原材料の調達、生産、流通過程における生態系の保全や資源の持続可能な利用に配慮した製品（生物多様性に配慮した製品）を選ぶことで、生物多様性の保全に貢献することができます。

生物多様性に配慮した製品を選ぶ際に参考になるのが、エコラベルです。「適切に管理された森林から生産されたもの」や「水産資源や海洋環境を守って獲られた水産物」、「持続可能な農業により生産されたもの」など、様々な種類があります。買い物をするときに、ぜひ着目してみましょう。

◆ 生物多様性に配慮した製品のエコラベルの例

適切な森林管理に関するラベル



F S C®認証



P E F C森林認証
プログラム



S G E C森林認証
プログラム

ラベルの使用は SGEC/PEFC ジャパンの承認を受けています。

水産資源に関するラベル



M S C認証



M E L 認証

持続可能な農業に関するラベル



レイン・フォレスト・
アライアンス認証

基本目標 6

包含する計画 環境教育等行動計画



学び、育て、主体的に行動する 環境人づくり



地球環境について「学び」、環境を守るために必要な取組を考え、行動できる人材を「育て」、それぞれの主体が連携・協働し、「主体的に行動する」人づくりをめざします。

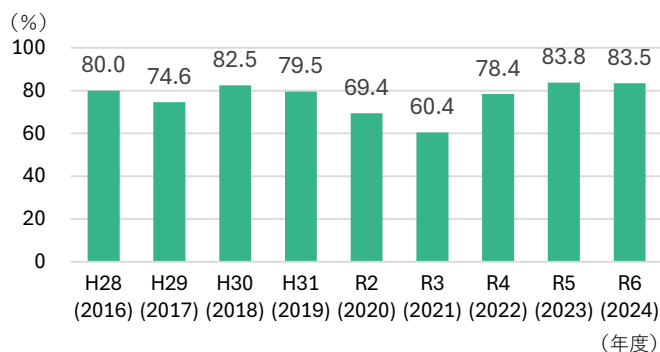
(1) 現状と課題

エコポリスセンターにおける環境学習、教育現場における環境教育を中心に、あらゆる年齢層や場面に合わせて環境教育・環境学習、人材育成、連携・協働を展開

● 学び

区では、環境教育・環境学習等の拠点施設であるエコポリスセンターを中心に、環境関連の講座やイベント、学校や地域を訪問し実施する出前講座などを展開してきました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、従前のような形で環境講座、イベントを開催できなかった令和2～3（2020～2021）年度に、環境講座参加者数等が大きく減少したものの、徐々に以前の水準に戻りつつあります。

学校などの教育現場では、E S D*（Education for Sustainable Development：持続可能な開発のための教育）の考え方を重視し、板橋区が独自に開発した保幼小中一貫環境教育カリキュラムに基づいて、保幼小中一貫型の環境学習を推進しています。



環境教育プログラム利用校（園）※の推移

※区立保育園・幼稚園・小中学校



エコポリスセンター

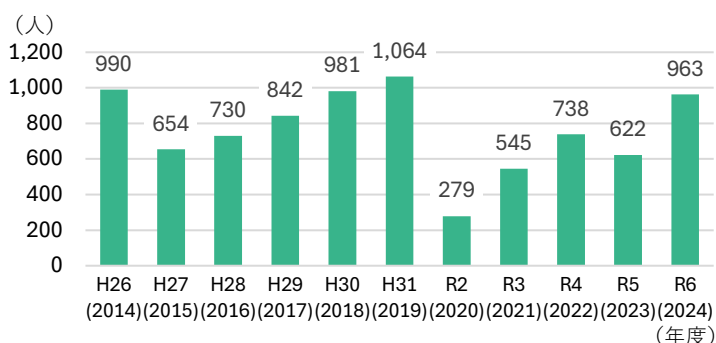
●協創（パートナーシップ）

区民団体（エコポリス板橋環境行動会議、環境活動団体）と区の協働をはじめ、町会・自治会、商店街、企業、NPO・ボランティア、大学など、様々な主体との連携・協働により、様々な普及啓発活動、環境保全活動を推進しています。

これらの活動も、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各種キャンペーンへの参加者数やエコポリスセンターの事業に協力するボランティア参加者数、環境学習講師派遣人数は一時落ち込んだものの、徐々に復調傾向にあります。一方で、環境登録団体は、構成員の高齢化が課題となっています。



環境なんでも見本市



エコポリスセンター事業への
ボランティア等参加者数の推移

◆課題

- ・ 区民等が、環境教育・環境学習に触れる機会を広げていくことが必要です。
- ・ 環境教育・環境学習に触れる機会を広げていくには、実施する事業の内容（＝コンテンツ）の充実が不可欠です。地域の環境に関する資源をコンテンツとして取り上げるほか、今般のDX（デジタルトランスフォーメーション）の普及を鑑み、DXを活用したコンテンツの提供を含め、コンテンツの充実に取り組むことが必要です。
- ・ 環境活動に主体的に取り組む人材の育成に取り組んでいるところですが、人材育成を進めるにあたり、関係間のネットワークを広げることが必要です。区内大学や環境活動団体、事業者等のネットワークを広げていく中で、人材育成に資するコンテンツを有効に活用していくことが重要となっています。
- ・ 環境教育プログラムは、環境教育の柱として機能しているところですが、学校教育の最新の動向や変化に対応していくとともに、工夫を凝らし情報発信していくことが重要です。

(2) 基本目標の達成に向けた施策

環境教育推進プラン

① 機会づくり（情報・場）の促進

「学ぶ」「育てる」「行動する」の3つの視点と「学び合い」の関係づくりを大切に
して、地域における環境教育・環境学習と、学校における環境教育及びE S Dを推進
し、環境問題について主体的に考え、行動する人づくりにつなげていきます。

② 協働の取組促進

育成した人材や環境活動団体が活動を実践する場や機会を設け、活動を更に促進し
ていくとともに、区民や事業者、環境活動団体、教育機関（大学等）、行政などのステ
ークホルダー（関係者）がつながる機会を設け、環境パートナーシップのネットワー
クを広げていきます。

(3) 施策の目標・指標

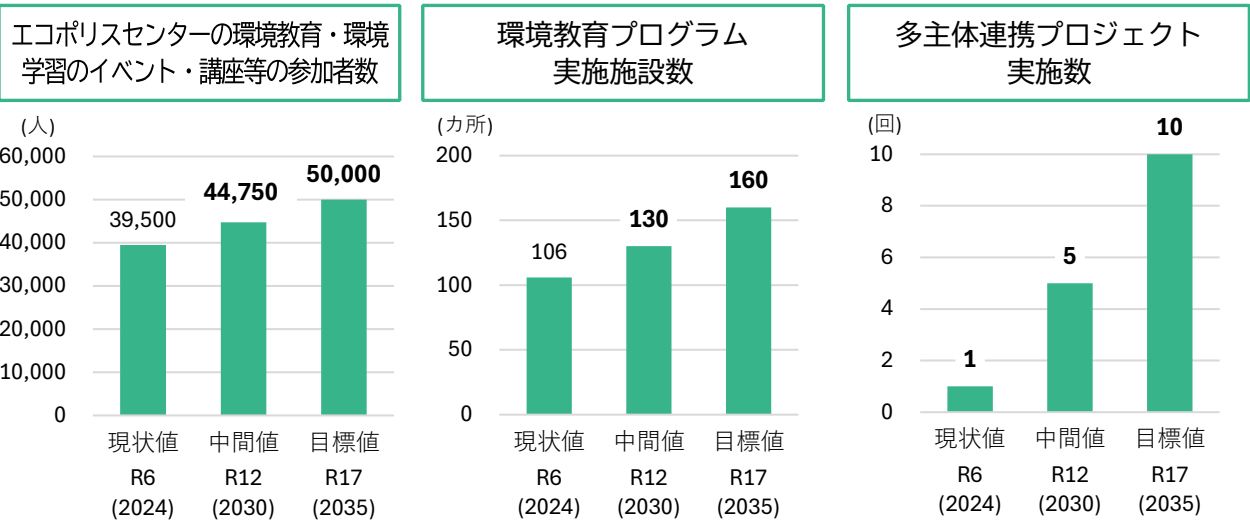
環境教育等行動計画の目標

地球環境の保全について「学び」、
行動できる人材を「育て」、
持続可能な社会に向けて「主体的に行動する」
人づくりを実現します

◆各施策の目標・指標

環境教育・環境学習において、人づくりの成果として、環境問題に対する意識や知識を高め、持続可能な社会の実現に向けて主体的に行動できる人材が育成されている状態である「エコポリスセンターの環境教育・環境学習のイベント・講座等の参加者数」「環境教育プログラム実施施設数」「環境教育プログラム実施施設数」を、また協働の観点から「連携プロジェクト実施数」を把握します。

指標 ★=新しい指標	現状値 令和6（2024）年度	中間値 令和12（2030）年	目標値 令和17（2035）年
★エコポリスセンターの環境教育・環境学習のイベント・講座等の参加者数	延 39,500 人	延 44,750 人	延 50,000 人
★環境教育プログラム実施施設数	106 力所	130 力所	160 力所
★多主体連携プロジェクト実施数	1 回	5 回	10 回



(4) 各施策の取組内容

①機会づくり（情報・場）の促進

私たちの社会は、18世紀半ばに始まった産業革命以降、様々な天然資源とエネルギーを使って採取し、製品に加工するという生産活動などを行い、経済成長を成し遂げました。しかし、こうした社会経済のあり方が環境に負荷を与え続けるものであることが認識され始め、環境のみならずそれを前提とした社会の持続可能性が問題となってきました。

環境問題の解決のためには、環境の現状と環境保全について私たち一人ひとりが理解を深め、様々な場面で環境問題について主体的に考え、対話を通じて理解を深めながら取り組んでいく必要があります。

区では、環境への負荷が少なく持続可能な社会の構築をめざし、「学ぶ」「育てる」「行動する」の3つの視点を重点に、地域における環境教育・環境学習と学校における環境教育及びE S Dに取り組んでいきます。

● 環境コンテンツの充実

- ・ 環境教育・環境学習において、コンテンツにデジタルを活用することで（D X）、豊富な情報を提供できるとともに、環境問題の「体感」につながり、環境意識の向上と学習効果を高める上で有効な取組となっています。

デジタルコンテンツ（デジタルサイネージ等）や、デジタル技術、プログラミングなどを用いて環境に関する学びを深め、環境配慮行動を身近に感じてもらえるよう、取り組んでいきます。

- ・ コンテンツについては、地域の資源を活かしたコンテンツ作りや動画の活用、デジタルとアナログのそれぞれの利点を踏まえ、環境教育・環境学習拠点施設（エコポリスセンター）や、区ホームページ、SNS等の各種媒体を通じて発信・活用し、環境への興味や関心を高めていきます。



動画コンテンツの例

● 環境教育の推進と人材育成

- ・ 学校における環境教育の取組として、発達段階に応じて「幼児・児童・生徒が身に付ける資質・能力・態度」を明確にした保幼小中一貫型の系統的な環境教育の推進を図っていきます。
- ・ 板橋区を取り巻く環境を踏まえ、小中学校教員、保育士及び区民等により制作した環境学習プログラムについては、活用の推進を図るとともに、約 80 個のプログラムの実践を踏まえた効果検証や点検・見直しを行っていくことで、プログラムの質の向上を図っていきます。
- ・ 「学ぶ」取組として、環境活動団体、教育機関（大学等）、事業者等と連携して環境教育・環境学習拠点施設や地域・区内のフィールド（河川、公園、農地等）において、学び・体験・探究の場や機会（イベント等）をつくっていきます。
- ・ 「育てる」取組として、指導者養成の機会等を通して、環境問題の本質や解決の方法について自ら考える能力を身につけ、自ら進んで取り組む「環境人づくり」を行うとともに、地域の資源（人材）の発掘に取り組み、地域の環境活動の担い手の裾野を広げていきます。



環境なんでも見本市での学びの様子



環境教育プログラム

● 環境教育・環境学習施設の機能向上（エコポリスセンター）

- ・ 区民の皆さんが、身近に環境問題に触れることができる施設として、環境教育・環境学習に関する豊富な情報を提供するとともに、区民や事業者の環境活動の支援に取り組んでいきます。
- ・ 環境教育・環境学習の施設として、絵本のまちとの連携を含め、親子がくつろいで環境にふれあう「居場所としての機能」や子どもたちが環境について学べる「学びの場としての機能」の向上に取り組んでいきます。



エコポリスセンターの企業展示
(エコポリスセンターHP より)

②協働の取組促進

環境に関する取組においては、区民や事業者、環境活動団体、教育機関（大学等）、行政などのステークホルダー（関係者）が協働し、相互に補完し合うことで、課題解決に向けた活動の発展的拡大などが期待されています。

区では、区民・環境活動団体等の活動を更に促進していくとともに、ステークホルダー（関係者）との協働を推進し、協働の輪を広げていきます。

● 区民・団体等の活動支援

- ・ 環境教育・環境学習拠点施設（エコポリスセンター）等において、育成した人材や環境活動団体が活動を実践する場や機会を設けていきます。
- ・ 環境活動団体等との交流は、環境問題解決に向けた取組を広げ、より効果的な活動を推進するための重要な手段です。団体との意見交換や団体同士の情報共有、連携事業の実施、研修会や講演会への参加等に取り組んでいきます。



登録制ボランティア
エコライフサポーターの活動

● 環境パートナーシップの促進

- ・ ステークホルダー（関係者）の協働を推進するため、環境パートナーシップのネットワークの拡大を図るとともに、ステークホルダー（関係者）の協働を高める機会の創出やプロジェクト（地域連携プロジェクト）に取り組んでいきます。

(5) 各主体の取組

区民の取組



- ・ 環境に関心を持ち、環境に関する学習・体験の場や機会に積極的に参加します。
- ・ 学んだ取組を暮らしの中で実践します。
- ・ 地域の環境保全活動に参加します。

事業者の取組



- ・ 企業が地球環境への影響を考慮し、持続可能な社会の実現をめざす経営手法としての環境配慮経営に取り組みます。エネルギー消費の削減や資源の有効活用、廃棄物の削減、再生可能エネルギーの導入など、自社に合った環境負荷を低減するための取組を実践します。
- ・ 企業における環境教育は、社員が環境問題に対する理解を深め、具体的な行動へと繋げるための重要な取組であり、社員が環境問題について学ぶ機会を設けるなど、社員の知識及び技能の向上に取り組みます。
- ・ 地域などにおける環境学習・環境教育、環境保全活動に積極的に協力します。

区の取組



- ・ 環境教育の動向や環境配慮経営の最新の動向や変化に対応し、時流に合った環境教育を展開していきます（例：体験を取り入れた実践的な学習の重視）。
- ・ 様々な形で環境問題への理解を深め、主体的な行動を促すことをめざし、ステークホルダー（関係者）による協働を積極的に推進していきます。
- ・ 率先垂範として、職員の環境意識の向上に取り組み、環境改善行動をはじめとした取組を推進していきます。

第5章

推進体制及び進捗管理

1 推進体制

2 進捗管理

5 推進体制及び進捗管理

板橋区資源環境審議会、「エコポリス板橋」推進本部を中心に PDCAサイクルに沿って取組の点検・評価・改善を継続

推進体制

板橋区資源環境審議会、庁内組織（「エコポリス板橋」推進本部）を中心に、本計画の進行管理を行うとともに、板橋区環境教育推進協議会及びエコポリス板橋環境行動会議と連携して本計画に基づく施策、事業を推進します。

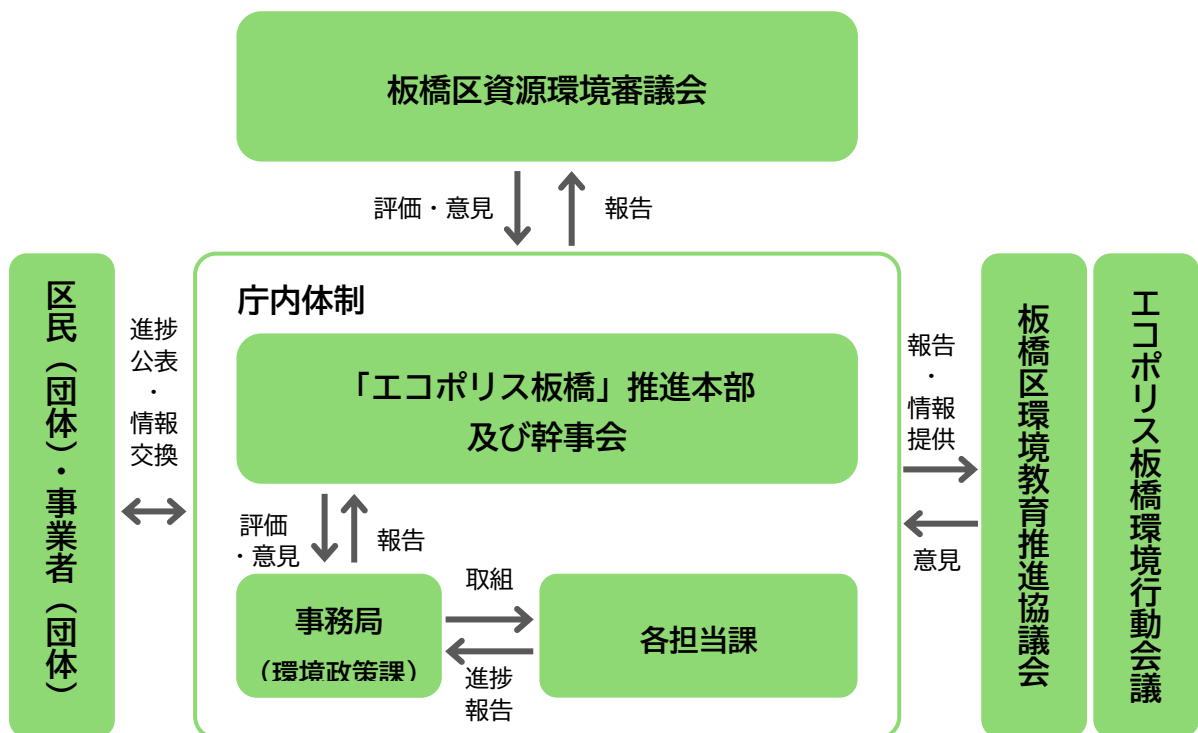
進行管理

PDCAサイクルによる進行管理の継続し、指標を用いた中長期の成果の評価と、短期の活動状況の点検、点検・評価結果の公表を行い、その結果を次の取組に反映、改善していきます。

1 推進体制

板橋区資源環境審議会、庁内組織（「エコポリス板橋」推進本部）を中心に、本計画の進行管理を行います。

板橋区環境教育推進協議会及びエコポリス板橋環境行動会議と連携して本計画に基づく施策、事業を推進するとともに、庁内において関係部署が連携、協力して全庁的に環境施策を推進します。



計画の推進体制

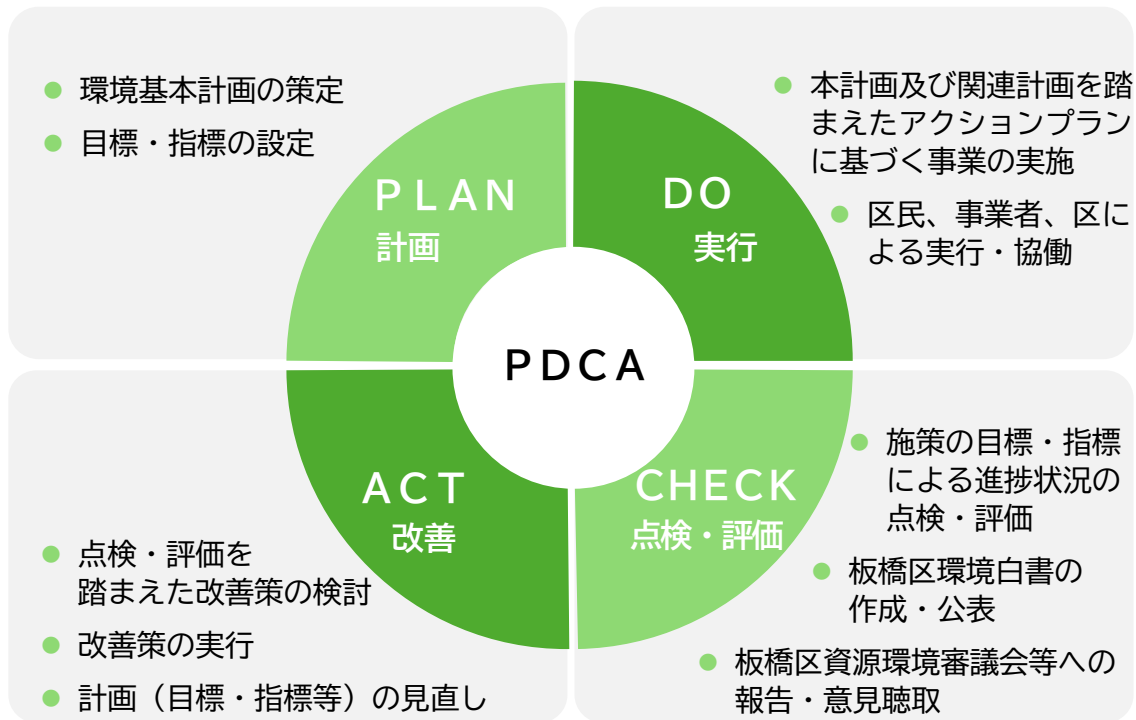
2 進捗管理

計画の進行管理にあたっては、PDCAサイクルによる進行管理を継続します。

各取組に対応した事業の年度ごとの実施計画を定めたアクションプランに基づき、取組を実行し、短期の活動状況の点検・評価を行います。

また、基本目標ごとに定めた指標を用い、中長期の成果の点検・評価を行います。

点検・評価の結果は、毎年度公表し、その結果を次の取組に反映、改善していきます。



計画の進行管理

資料編

- 1 エコポリス板橋環境都市宣言
- 2 ゼロカーボンいたばし 2050
- 3 計画策定における検討経過
- 4 検討組織の構成
- 5 用語解説

1 エコポリス板橋環境都市宣言

「エコポリス板橋」環境都市宣言

豊かな自然 澄んだ空気 静かでやすらぎのある暮らしは 私たちすべての区民の願いです

板橋区には みどりと水の豊かな自然やいきいきとしたまちなみなど 誇れる環境が残されています

しかし 近年の盛んな都市生活は かつての良好な環境を徐々に失わせ さらに地球環境をも悪化させています

環境にやさしい暮らし方や事業活動を進めながら かけがえのない地球環境を子孫に引き継いでいくことが 私たちに課せられた責務です

私たち板橋区民は 真に快適な環境を創造するために 人と環境が共生する都市「エコポリス板橋」の実現を目指していくことをここに宣言します

- 1 私たちは 毎日の生活が地球環境に影響を及ぼしていることを認識し 地球市民として行動します
- 2 私たちは リサイクルの推進やエネルギーの節約に努め 地球の資源を大切にします
- 3 私たちは みどりや水 空気を大切にし 様々な生物が共に生きていける環境づくりに努めます

平成五年四月一日

2 ゼロカーボンいたばし 2050

ゼロカーボンいたばし 2050



近年、世界中で地球温暖化による異常気象が発生し、日本においても、これまで経験したことのない集中豪雨や強大化した台風などにより、甚大な被害が発生しています。このまま地球温暖化が進むと、その影響は様々な場面で顕在化し、ますます深刻化していくことが科学的に示されており、世界は今、気候非常事態に直面しています。

板橋区は、人と緑を未来へつなぐスマートシティを推進し、持続可能な社会を構築するため、気候非常事態を宣言し、あらゆる主体と連携・協働して社会全体の自主的な行動変容を促すとともに、エコロジー、エネルギー、エコノミーが調和した取組により、2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロをめざすことをここに表明します。

- 1 エネルギーの効率的な利用をすすめ、再生可能エネルギーを最大限活用するまちづくりに貢献します。
- 2 環境配慮型製品やサービスの普及に努め、限りある資源の循環的な利用をすすめます。
- 3 持続可能な森林の整備と適正に管理された森林資源の活用を推進するとともに、緑と調和したまちづくりに取り組みます。
- 4 スマートインフラやデジタルトランスフォーメーションを積極的に活用し、地球環境を考えた持続可能な活動を実践します。
- 5 区民・事業者をはじめとしたオール板橋の協働により、気候変動の影響による被害を防止・軽減し、安心・安全な社会の構築に貢献します。

令和4年1月26日 板橋区長 坂本 健

3 計画策定における検討経過

開催日	会議名等	検討内容
令和5（2023）年		
11月17日	第59回資源環境審議会	（仮称）第四次板橋区環境基本計画の策定について【諮問】
12月20日	「エコポリス板橋」推進本部幹事会	（仮称）板橋区環境基本計画2035の基本方針について
令和6（2024）年		
1月9日	「エコポリス板橋」推進本部	（仮称）板橋区環境基本計画2035の基本方針について
1月18日	第60回資源環境審議会	（仮称）板橋区環境基本計画2035の基本方針について
7月29日	第61回資源環境審議会	（仮称）板橋区環境基本計画2035 骨子案の全体像について ワークショップ、アンケート実施内容について
8月4日・6日・22日	子どもワークショップ	テーマ：「板橋の環境のミライをえがこう！」 参加者数：68名（3日間計）
9月2日～20日	環境に関する区民アンケート 環境に関する事業者アンケート	対象：2,000人 回答数：504人 回答率：25.2% 対象：500社 回答数：127社 回答率：25.4%
9月4日～27日	児童・生徒アンケート	小学校5年生 回答数：2,332人 回答率：58.8% 中学校8年生 回答数：1,806人 回答率：58.8%
9月10日	第62回資源環境審議会	環境基本計画策定に係る基礎調査のまとめについて （仮称）板橋区環境基本計画2035 骨子案の全体像と最終イメージについて
9月14日・28日 10月5日	板橋区環境基本計画改定に向けたワークショップ	テーマ：「板橋の環境の『いま』と『ミライ』を考えよう」 参加者数 延べ45名
9月24日～10月22日	関係団体ヒアリング	11団体
11月18日	第63回資源環境審議会	（仮称）板橋区環境基本計画2035 骨子案（たたき台）について
12月5日	「エコポリス板橋」推進本部幹事会	（仮称）板橋区環境基本計画2035 骨子案について
12月24日	「エコポリス板橋」推進本部	
令和7（2025）年		
1月16日	第64回資源環境審議会	（仮称）板橋区環境基本計画2035 骨子について
5月19日	第65回資源環境審議会	（仮称）板橋区環境基本計画2035 素案（たたき台）について
7月22日	第66回資源環境審議会	（仮称）板橋区環境基本計画2035 素案（案）について
8月7日	「エコポリス板橋」推進本部幹事会	（仮称）板橋区環境基本計画2035 素案について
9月7日	「エコポリス板橋」推進本部	
9月8日	第67回資源環境審議会	（仮称）板橋区環境基本計画2035 素案について
10月4日～24日	パブリックコメント	意見19件（5名）
12月22日	第68回資源環境審議会	パブリックコメントの結果について 第四次板橋区環境基本計画の策定について【答申】
令和8（2026）年		
1月7日	「エコポリス板橋」推進本部幹事会	板橋区環境基本計画2035 原案について
1月■日	「エコポリス板橋」推進本部	

4 検討組織の構成

(1) 板橋区資源環境審議会

役職	組織	所属	氏名	任期
会長	学識経験者	慶應義塾大学名誉教授	伊香賀 俊治	
副会長		芝浦工業大学教授	磐田 朋子	
委員		東京学芸大学名誉教授	小澤 紀美子	
		国立研究開発法人国立環境研究所上級主幹研究員	石垣 智基	
		公益財団法人地球環境戦略研究機関	大塚 隆志	
	区民団体等 代表	板橋区町会連合会副会長	大戸 孝宏	R7.6.30～
			石川 隆彦	～R7.6.29
		一般社団法人板橋産業連合会副会長	増渕 千人	R7.11.25～
		一般社団法人板橋産業連合会会長	豊城 勇一	～R7.11.24
		板橋区商店街連合会副会長	本多 清司	
		東京商工会議所板橋支部建設分科会長	中尾 美佐男	
		板橋区資源リサイクル事業協同組合理事長	工藤 嗣人	R7.6.30～
			戸部 昇	～R7.6.29
		東京あおば農業協同組合代表理事組合長	久保 秀一	
		東京都環境衛生事業協同組合板橋区支部長	小泉 雅義	R6.9.1～
	区民	区民代表	大倉 幸男	
		区民代表	難波 宏彰	R7.3.11～
	区議会議員	板橋区議会議員	川口 雅敏	R7.5.23～
		板橋区議会議員	横川 たかゆき	R7.5.23～
		板橋区議会議員	実正 やすゆき	R7.5.23～
		板橋区議会議員	くまだ 智子	R7.5.23～
		板橋区議会議員	小野 ゆりこ	
		板橋区議会議員	大野 治彦	～R7.5.22
		板橋区議会議員	木田 おりべ	～R7.5.22
		板橋区議会議員	いがらし 学	～R7.5.22
		板橋区議会議員	岩永 きりん	～R7.5.22
	関係行政機 関職員	東京都環境局総務部自治体連携推進担当課長	河野 幸介	R7.4.30～
			浅加 昌洋	～R7.3.31
	区職員	板橋区副区長	尾科 善彦	

(敬称略)

(2) エコポリス板橋推進本部

本部員

技監
政策経営部長
総務部長
危機管理部長
区民文化部長
産業経済部長
健康生きがい部長
板橋区保健所長
福祉部長
子ども家庭部長
子ども家庭総合支援センター所長
資源環境部長
都市整備部長
まちづくり推進室長
土木部長
かわまちづくり担当部長
会計管理者
教育委員会事務局次長
地域教育力担当部長
選挙管理委員会事務局長
監査委員事務局長
区議会事務局長

幹事

政策経営部政策企画課長
総務部総務課長
総務部契約管財課長
東京二十三区清掃一部事務組合板橋清掃工場副工場長
危機管理部防災危機管理課長
区民文化部地域振興課長
産業経済部産業振興課長
健康生きがい部長寿社会推進課長
福祉部生活支援課長
子ども家庭部子ども政策課長
子ども家庭総合支援センター支援課長
資源環境部環境政策課長
資源環境部資源循環推進課長
都市整備部都市計画課長
まちづくり推進室まちづくり調整課長
土木部土木計画・交通安全課長
土木部みどりと公園課長
会計管理者
教育委員会事務局教育総務課長
教育委員会事務局指導室長
小学校校長会会長
中学校校長会会長
教育委員会事務局生涯学習課長
選挙管理委員会事務局長
農業委員会事務局長
監査委員事務局長
区議会事務局次長

5 用語解説

愛知目標	生物多様性条約第 10 回締約国会議(C O P 10) (平成 22 (2010) 年) で採択された 2011~2020 年の世界目標。2050 年までに「自然と共生する世界」を実現することをめざし、2020 年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという 20 の個別目標からなる。
ウェルビーイング	単に身体が健康というだけではなく、身体面に加え、精神面や社会面も含めて満たされ、個人や社会が良好な状態のことを言う。
カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
クーリングシェルター	適切な冷房設備を有しており、危険な暑さから避難できる場所として区市町村長が指定した施設。 熱中症特別警戒アラートの発表期間中、開放可能日等に一般に開放している。なお、熱中症特別警戒アラート発表の有無に関わらず、「熱中症対策一時休憩所」として利用可能としている。
こんめい 昆明・モントリオール 生物多様性枠組	2020 年までの国際目標であった愛知目標に代わる、2021 年以降の新たな国際目標。生物多様性条約第 15 回締約国会議(C O P 15) (令和 4 (2022) 年) で採択された。 2050 年ビジョン、2030 年ミッション、2050 年グローバルゴール、2030 年グローバルターゲット及びその他の関連要素から構成される。2030 年グローバルターゲットには、日本が特に重視している 30by30 や自然を活用した解決策などの要素に加え、進捗を明確にするために 8 の数値目標が盛り込まれた。
30by30 目標	2030 年までに地球上の陸地と海洋の少なくとも 30%を保全区域として効果的に保全するという国際目標です。 令和 4 (2022) 年に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議(C O P 15) で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の主要目標の一つとして位置づけられている。
持続可能な開発目標 (S D G s)	平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標。経済・社会・環境の 3 つの側面からとらえることができる 17 のゴールを、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としている。 S D G s は Sustainable Development Goals の略。

循環経済 (サーキュラーエコノミー)	従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等をめざすもの。
生物多様性	生物に関する多様性を示す概念。地球上の生きものは40億年という歴史の中で様々な環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが存在する。生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きている。生物多様性条約では、生態系・種・遺伝子の3つのレベルで多様性があるとしている。
スマートシティ	あらゆる社会インフラにICTなどの先端技術を活用してスマート化し、安心・安全、便利で無駄のない暮らしや経済活動の実現をめざすまちづくりの考え方。板橋区では、「環境」の視点をベースとしつつ、多分野連携による相乗効果を創出し、まちの総合的な価値向上をめざす新しいスマートシティ推進方針の策定を進めている。
ゼロエミッション	生産や消費に伴って発生する温室効果ガスをはじめとする廃棄物を、別の産業が再利用することで最終的にゼロにすること。
低VOC	揮発性有機化合物(Volatile Organic Compounds)の放出量が少ない製品や材料のことをいう。VOCは室温で気化する有機化学物質の総称で、塗料・接着剤・建材などから放出され、シックハウス症候群の原因となることがある。
適応策	気候の変動やそれに伴う気温・海水面の上昇などに対して人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減しようとする。対症療法的な取組で、その具体例としては、沿岸防護のための堤防や防波堤の構築、水利用の効率化、土壌の栄養素の改善、伝染病の予防などがあげられる。
ESD	Education for Sustainable Development の略。持続可能な開発のための教育。環境の保全、経済の開発、社会の発展を調和の下に進めていくために、私たち一人ひとりが日常生活や経済活動の場で世界中の人々や将来世代、環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動を変革するための教育。
DX	Digital Transformation の略。企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位を確立すること。

G X	Green Transformation の略。化石燃料をできるだけ使わず、クリーンなエネルギーを活用していくための変革やその実現に向けた活動のこと。
I C T	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。I T（Information Technology）とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術を I T、コンピューター技術の活用に着目する場合を I C Tと、区別して用いる場合もある。国際的に I C Tが定着していることなどから、日本でも近年 I C Tが I Tに代わる言葉として広まりつつある。
Z E B	Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略。室内外の環境品質を低下させることなく、再生可能エネルギーの利用や高い断熱性能と高効率設備による可能な限りの省エネルギー化により、年間での一次エネルギー消費量が正味でゼロ、又は概ねゼロとなる建築物のことで、省エネ率・創エネ率について基準が設けられている。
Z E H	Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略。室内外の環境品質を低下させることなく、再生可能エネルギーの利用や高い断熱性能と高効率設備による可能な限りの省エネルギー化により、年間での一次エネルギー消費量が正味でゼロ、又は概ねゼロとなる住宅のことで、省エネ率・創エネ率に加え、外皮性能についても基準が設けられている。
Z E V	Zero Emission Vehicle の略。東京都では、走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車（E V）、燃料電池自動車（F C V）、プラグインハイブリッド自動車（P H V）を Z E Vに位置付けている。

